

第3回山田町災害復興支援事業等検証委員会

日時：平成26年1月16日（木）10：00～

場所：盛岡市 県庁 4階 4-1特別会議室

1 開 会

(千葉商工企画室管理課長)

大変お待たせいたしました。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第3回山田町災害復興支援事業等検証委員会を開催いたします。

挨拶を省略いたしまして、早速議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、設置要領第4の規定により、副部長が委員長となり、会議の議長を務めることとなっておりますので、桐田委員長に以後の進行をお願いいたします。

2 協議内容

(1) 課題の検証について

(2) 事業の適切な執行管理のあり方について

(3) その他

(桐田委員長)

皆さん、おはようございます。年が明けまして、昨年はいろいろありがとうございました。12月に第1回、第2回を開催いたしまして、12月24日には現地調査も行って、全員ではありませんでしたが、ご参加いただいて、大変ありがとうございました。

あと、本日は、第3回目ということになりますけれども、資料の事前配付が間に合わなくて、大変失礼いたしました。本日の会議は、午前と午後に分けて、午前は検証課題のさらに深い議論ということをお願いしたいと思っておりますし、1回目で大まかなスケジュールの中で補助金の事務の執行のあり方ということも第3回に検討を始めるというふうに想定しております。午後に今までの検証課題の議論を踏まえて、そういったあり方にまで議論が及べば良いなと想定しながら、長時間の日程を設定したところであります。

本日は、お手元にお配りしている資料について先にまずご説明しながら今回の進め方のご理解を得たいのですけれども、資料ナンバー3-1とありますが、前回北海道と東北各県の比較の調査結果をお知らせしておりましたが、山形県さんからの情報が追加されまして、完全版になったということです。一部の様式なども手に入れましたので、今回お配りしておりますのが調査結果の完成版というふうにご理解いただきたいと思います。

それから、続きまして、資料ナンバー3-2というものでありますけれども、資料ナンバー3-2というのが本日の大きなテーマの素材となる資料というふうに考えているものであります。これまで1回目、2回目、それから現地調査などを踏まえて、委員の皆様からご意見いただいたものを要約してみたものであります。それが3-2でありまして、県議会での主な質問と主な意見を左側に、右側にそれに

対する県が議会あるいは委員会の場でお答えしたものであるということでもあります。

それから、それと関連いたしまして3-3が、昨年までの現地調査を踏まえて、委員の皆様方がどんな印象、意見などを持ったかということを整理したものでありまして、一部ご意見に対する回答が間に合わないものもありましたが、参考にさせていただきながら、本日検証する課題の議論の深掘りをしていければ良いなと考えているところです。

それでは、本日初めてお配りした資料でありますので、内容の読み取りにお時間もかかるかもしれませんが、その辺は事務局が先に説明をしていきたいと思っております。

それでは最初に、資料3-1の各県がどのように事業を行っているかという比較結果の概要版をA4判にまとめておりますので、それを用いながら事務局に説明をお願いしたいと思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

それでは、資料ナンバー3-1をご覧くださいと思います。A3判の一覧表、ここについては先ほど委員長から説明ありましたように、山形県の内容を追加しておりますし、主に2の(2)でありますとか、4の(2)の部分、各県の違いがよりわかるように、違いあるいは同じであることがわかるように、若干表現を修正したところが主な変更内容です。

それでは、最初のページ、A4判の資料で主にその比較についてのコメントを申し上げます。

まず、1番の事業計画の審査について、でございます。内容としましては、全道県とも市町村が提出している、これは各道県が独自に作成した様式に基づく個別事業についての事業計画書、これを審査対象にしているということです。分量的には、いずれもA4判1ページないし2ページの容量であります。

その主な内容は、国への報告事項、これはいわゆる補助の要件となっている事項とも重複いたします。これらの事項のほか、県として補助金としての交付ですので、その審査対象となる事業費の積算内訳が記載内容に入っております。

(3)にありますとおり、そのチェックにおいて内容を明記、あらかじめ明らかにしているのは、岩手県と福島県のみですけれども、実際の作業は各県とも先ほどの事業計画書の様式等から同様の内容、補助事業の要件を中心に審査をしているものと推測いたします。

なお、(5)にありますとおり、宮城県におきましては、人件費割合のみの審査という回答でございました。しかしながら、(6)にありますとおり、市町村に対して、市町村がみずからチェックするための様式を示して、市町村の責任でそこはきちんとやってくださいということを求めています。ここは、我々にとっても今後の改善の参考になる項目であろうと思います。

次に、2番、年度途中の進捗管理ですけれども、何らかの確認を行っていたのは、本

県及び山形、福島の3県のみでございます。（3）にありますとおり、これは今回の事案を受けてでございますけれども、本県では市町村の中間検査の実施を求め、その履行状況を確認するというので、その履行の徹底を図っております。

（4）にありますとおり、福島の取り扱いは、対象事業を、これは事務の効率化、あるいは責任分担ということもあろうかと思いますが、一定の条件に該当する事業をピックアップして、そこについては県としても深掘りの途中での検査を行うということで、この対象事業の抽出についても、これも本県としても今後参考とし得る事項であらうかと思っております。

なお、後ろにつけております資料9ページ、これが福島がピックアップした事業についてどういう内容を中間検査として調べているかというものを、様式を参考として添付いたしました。

最後に、3番の補助事業の完了検査でございますけれども、確認書類についてリスト化して、漏れ、あるいはぶれがないようにしているのは本県のみでありましたが、用語は違いますけれども、福島県も手引という形で同様の、これこれの項目を検査することというものを作成しております。後ろの方のページにその手引の写しも添付しております。市町村に提出、提示を求める書類、いわゆるこれは県としても完了検査でチェックする書類であると思っておりますけれども、内容的に一番項目数が多いのは本県のほか北海道、山形、福島。ただ、④につきましては、明確な個別書類の明示はされておきませんので、そういう意味では秋田県もほぼ同様の書類の提示を受けてチェックをしていると考えられます。なお、宮城、青森については、より簡易な形での完了検査であらうと思われれます。

さらに、（3）にありますとおり、今回未払いの状態ですべて23年度を終了し、それは23年度末に事業費の残金を確認していればわかったのではないかという指摘もありましたけれども、その方法であらうと思われる通帳の管理、そこについては全ての道県とも実施しておりません。本県としても、個別の企業あるいは団体が一つの通帳でさまざまな事業の金銭、財務管理をしているとすれば、単独の事業についてそこまでは通帳からは確認できないということで実施しておりません。

以上が各県比較についての簡単な概要でございます。

（桐田委員長）

今の説明に対してご質問などをいただきたいのですが、私から説明の補充をお願いしたいのですが、資料ページの11ページに福島県さんの手引というのがありまして、右側の末尾の方にその他というのがあるんで、白○の3つ目のところに委託契約書は概算契約になっているかという確認ポイントがあるようなのですが、この概算契約になっているかどうかというポイントというのはどういう意味だったのかをお願いします。

（高橋特命参事兼雇用対策課長）

通常の委託契約は、入札であるとか見積もり合わせで金額を確定すれば、受託者が合理的にやって、そこから利益を生み出す、実際の経費が幾らかにかかわらず、あくまでも当初に契約した契約額をもって最終的に支払いをするというスタイルであります。ただ、この緊急雇用事業については、そういう形を認めておらず、とにかくかかった経費のみを支払うという契約なので、実績額に応じて当初の契約額を下回る支払いとするという意味での概算契約です。最終的な実績の確定額しか支払いをしませんという意味での概算契約になっているかと、そういうことを表現した言葉です。

(桐田委員長)

資料ナンバー3-1のA4判に整理した今事務局からの話は、各道県さん、そんなに大きな差はないというような説明だったかと思います。その中でも、特徴的な取り組みを本県を初めそれぞれの県が工夫している事例があったというような要点だったのではないかと思いますけれども、1回目の委員会の際に岩手県が行った事務処理がどういうものだったのかということを確認するために、各道県さんの、隣県の情報を整理すべきだったというご指導もありましたので、今回完成版という形で改めてご説明したところでありましてけれども、この件についてのご質問やご意見などありませんでしょうか。

岩渕委員、どうぞ。

(岩渕委員)

1点確認させていただきたいのですが、今回の山田町の事業については、山田町と大雪りばあねつとの間は委託契約を結んでいるというふうに認識しています。それで、今説明があったとおり、普通の委託契約であれば、額を決めて、委託者、町が積算して予定価格を設定して、受託者というか、受託候補者が見積書を出して、その予定価格の範囲内であるということを確認して委託契約を結ぶというのが私の認識の委託契約なのですけれども、その流れの中で……まず1点、この案件もそういう手続だったのかどうかということを確認したいと思います。

それから、完了確認の部分ですが、通常の委託契約であれば、完了確認、完了検査についても、委託者、今回の場合ですと山田町がNPO大雪りばあねつに対して、完了検査もするのではないかなと思うのです。普通であれば完了検査、委託者と受託者の間でやります。それに対して、県も今度大雪りばあねつの方に出向いて、書類を見て、完了検査をやっているのですけれども、最初からこういう市町村が委託する事業に対する県の補助事業の場合には、完了検査というのは二重に、県と、あとは委託者である町、これが重複してやることを想定している事業なのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

(桐田委員長)

どうぞ、お願いします。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

まず最初に委託の流れでございますけれども、今回のこの事業につきましては委託契約の前の段階で、6月1日からの契約事業になっていますが、23年6月1日からの委託契約ですが、その前の段階で、ボランティアとして既にこのNPO法人は山田町の中で活動しております。そういった経緯を踏まえてこの団体に委託しておりますので、不特定の複数の団体を対象に見積もり合わせなりをしたのではなくて、特定、1つの団体を対象に想定をして、委託契約の手続を進めたものと思われまます。そういったケース自体は、財務制度上可能なもので、状況によっては可能なものと考えております。

2つ目の委託契約に対する完了検査でありますけれども、県はNPO法人に対する完了検査は行っておりません。どこかでそういった表現が出ているのであれば、そこはご指摘いただければ修正いたします。県はあくまでも山田町に対する完了検査を行っているものであり、時と場合によってその場にNPO法人が同席していたことはあると思います。

(岩渕委員)

ちょっと1点。そうすると、山田町と大雪りばあねっとの委託契約はあると思うのですが、それは山田町で、概算というあたり私もわからないのですが、山田町で随意契約にしても予定価格をつくって、それに対して大雪りばあねっつが見積書を出して、それが予定価格の範囲内だったから契約をしたという理解で良いのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

詳細に山田町の会計処理の書類を見ておりませんが、県の一般的な方法でご説明申し上げますと、特定の団体を相手方にする随意契約の場合であっても、予定価格を立てて見積書の提出を受けて契約をする、これは地方自治法上求められている手続ですので、当然山田町もそれを行っていると思います。

(桐田委員長)

そのほかどうでしょうか。

今3-1は、先ほど申し上げましたとおり、ほかの道県さんがどのような取り扱いをしているかという事実の情報でありまして、県がどのように取り組んだかという議論については、次の3-2と3-3でこれまでの意見のやりとりを要約した資料がありますので、そちらに移りながら議論して参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料3-2と資料3-3をあわせて素材にしながら議論を、意見交換

をして参りたいと思います。

それで、資料3-2につきましては、委員長として会を運営してきた立場から、どのような意見があったかという要約について、私の方からご説明したいと思います。

資料3-2について、1ページ目の検証の進め方についてというA4判のペーパーでありますけれども、これまで大きなテーマとして、論点として出てきたものを整理したものであります。1番目が検証課題について、何に基づいてどのような視点から県は取り組むべきだったか、手続をするべきだったかという、あるべき姿を示してほしいということで、これにつきましては国の要領や県の資料とか、あるいは今3-1で説明しました各県さんの取り組みの内容などを提供いたしながら議論してきたと思っております。

次の○で、論点となるのは、県が本来やらなければならないことをやっていたのかどうか、あるべきであったことを行っていないのかどうかについても同様であります。

次の3つ目の○の山田町と県との間でどういったやりとりがあったのか、そこでどういったやりとりをすべきだったのかにつきましては、現地調査において宮古地域振興センターと山田町の両者からお話を伺ったということでありまして。

次の○の、県は山田町に対してどこまで権限があったのかということにつきましては、制度などの概要をご説明しながら、一部現地での確認を行ったということと思っております。

次の○が県の手続が適正であったのかどうかということについて、近隣の県がどのような取り組みを行っているかという実務的な参考情報と比べることが必要ということとは既にご説明したとおりです。

最後の○ですが、県はどのような態度をとるべきだったのか、それによつては県には責任はないのか、あるのかという、そういった論点も提示されていると思っております。

このようなことが大きなテーマだったと思っております、それに関する具体的な質疑のやりとりが次の2ページ、3ページに整理したものであります。

検証課題という表頭の区分がありますが、それは第1回目で23年度の事業計画の審査、進捗管理、完了確認、それから御蔵の湯が24年度の審査というふうに設定しておりましたので、その区分に該当するのではないかという区分で整理をしてみましたところでありまして。

それから、4ページ、5ページ、6ページが現地調査で、県の宮古地域振興センターと山田町さんとの間でやりとりをした部分の要約ということでございます。

このような資料を参考にしながら、検証課題についてさらに確認すべきポイントがあるか否か、あるいは県の考え方として、ここに記述した内容について、さらに確認をしたい事項など、そういったものを整理しながら午前中は進めていきたいと思っております。

今お配りしたので、ちょっと時間をとって皆さんご覧になっていただきたいと思います

いますので、10分程度皆様黙読なりをしていただければと思います。

(黙 読)

(桐田委員長)

それでは、少々お時間をかけましたけれども、概要をご覧になっていただけたものと勝手に思っ進めさせていただきますが、当検証委員会の目的として共有しております検証課題について、これまでの議論を要約したつもりでありますけれども、改めてこういったポイントについて、県の考え方として記述されている内容に疑問がある、あるいは十分ではないというようなポイントがあればご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

恐れ入りますが、田口先生は現地も調査していただきましたが、要約したバージョンで何か不足している点などございますでしょうか。

(田口委員)

3-2に関しましては、特にこの点が欠けているという部分はありませんでした。簡潔にまとめてあると思います。

(桐田委員長)

西出先生は何かご意見ありますでしょうか。

(西出委員)

ちょっと確認したいのですけれども、資料3-3なのですが、ページにして4ページは、これは意見というのは県の意見という認識でよろしいわけですか。

(桐田委員長)

これは、委員の方からの意見でございます。

(西出委員)

委員というのはこの委員。

(桐田委員長)

はい、そうです。

(西出委員)

この委員がその機会を生かすことができなかつたとか、そういう意見を述べていたということですか。

(桐田委員長)

はい。

(西出委員)

では、すみません、5ページは誰が誰に照会をしたということなんでしょうか。

(桐田委員長)

資料3-3については、ご説明まだしておりませんでしたので、そもそもからご説明いたしますが、現地調査も踏まえながら気づいた点や、あるいは確認したい点などを委員の方々にお伺いしたところ、こういったものが欲しい、あるいはこういった考え方だ、こういった疑問点があるので答えてほしいというものを受け取ったことに対する事務局としてまとめたものが資料3-3ですが、資料3-3の1ページ、2ページ、3ページは、データとして確認したいのでということで、そのデータを整理したものであります。1ページが23年度の経費的な面、2ページが24年度の経費の面、3ページが委託契約額と雇用者のデータであります。

それから、次の4ページ以降の説明ですが、4ページは委員の方からこういったことが考えられるというご意見を事務局宛てにいただいたものです。

それから、5ページと6ページが委員から事務局に対して、こういった照会をしたい事項があるということで、5ページの①-1)というのは、委員さんからの質問であります。次のAと書いているのがアンサーという意味で、事務局からの答えの文章というような文章の組み立てになっております。

それから、7ページが同じく委員さんからの事務局に対する確認したい事項という照会でありまして、Aというのが事務局の答えであります。

それから、8、9、10という3枚の疑問点等メモというのは、ちょっとこれは事務局の回答の作業が間に合わなかったので質問文だけになっておりますので、これにつきましてはこの場で事務局から答えられる部分について答えていきたいと思っております。

それから、11ページ、12ページ、13ページは、委員さんからの要望などでありまして、御蔵の湯の設備の一部が民間会社からの提供のものでありましたが、それがどういう経緯で提供されたかというような資料を12ページ、13ページの大雪りばあねっこのブログそのものから引用したものであります。これについても具体的な回答が一部抜けているものがありますので、この場でお答えして参りたいと思っております。

資料の意味づけはそういったものであります。

(西出委員)

今後また回答がいただけるということですよ、後半のところは。

(桐田委員長)

はい。

(西出委員)

その中で出てくるのかもしれませんが、ちょっと気になる点としては、視点が異なっているかもしれませんが、私としては補助金適正化法のことがかかなり頭の中で重要視しているわけです。特に何もしなかったのではないかという視点で今まで議論が主としてあった中で、いわゆる必要以上に介入をしたかどうかという視点ですよ。ある意味では、もしかしたら、仮に、ですよ、仮説として、間違っただけに指導、指摘等々をしていたのか否か等ですよ、県として。ある意味では、もっと広く言えば余計な介入をし過ぎていたのではないか、というところがあるかないかというところが少し関心あります。要はあくまで補助主体である立場が県であるということ、それから事業主体が市町村であるということ、その委託契約に基づいてNPOが存在するというようなモデルは明確にあるので、補助金の適正化法の文脈の中でのあり方でも少し考えなくてはいけない。繰り返しになりますが、そこで考えられるとしたら、余計な介入をしているか、していないかというところも少し議論としてあるのかなと思います。その辺をまた後半等々において何らかの情報をいただけたら、判断の材料になるのではなかろうかと、このように思う次第です。

以上です。

(桐田委員長)

ありがとうございました。

ほかの委員さん方からもお話をお伺いするつもりでありますけれども、今の県として余計な介入をしたのかしなかったのかという論点について、事務局では考え方がかありますでしょうか。どうぞ、お願いします。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

第2回の会議で配付しました、資料ナンバーが付いていませんが、追加で配付しておりました御蔵の湯の整備に係る経緯についてという、第1回目資料の補足資料をお配りしたと思います。第1回資料ナンバー3の検証する課題の整理(たたき台)に関する補足資料として、1から5に関する補足説明の資料をお配りしておりました。よろしいでしょうか。それぞれの表題を箱囲みのゴシックで……

(桐田委員長)

西出先生が今まだ。

(西出委員)

進めてください。

(桐田委員長)

皆さんよろしいですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

この中の4、御蔵の湯に添付しておりました県側で確認したメールのやりとりの資料でありますとか、その中に全体的な事業の県と町のやりとりの傾向が示されていると思うのですけれども、要は私の申し上げたいのは、このメールのやりとりからおわかりいただけると思うのは、県は受け身であったという趣旨で、西出委員がおっしゃったような、県から積極的なある方向に誘導するとかといった形での介入はなかったものと考えております。

手間をかけ過ぎたかどうかということでは、契約当事者である山田町のみならず、県が具体的な事業内容について正すべき点を指摘した復命書が資料として配付されておりますが、そういう意味では、契約当事者を飛び越えた行為ですが、ある意味、町を支援する形で県の役割としてのそれを果たした範囲内とも言えるのではないかと。そういった意味では、町を全く無視した形で県が指導に入ったのではなくて、あくまでも町を間に置きながら、県もその指導に参画したという形での介入はあったと思います。

(桐田委員長)

私として西出委員さんの発言を理解したのは、例えば御蔵の湯という大きな問題について考えた場合に、今事務局から話があったメール、11月とか、あるいはそれから復命書として、これまでも何回か議論になった県側の復命書としての12月とか3月とかという、そういったポイントにおいて、御蔵の湯が補助対象であるのかどうかという話題を県と山田町との間でやりとりしたわけですけれども、そのときに補助事業者である山田町に対して、正しく理解をさせ得なかったのかもしれないという意味で介入をしなかったのかとか、あるいは正しく山田町が補助対象なのだと思いますような余計な介入をしたのかというような考え方というか、議論の論点があるのかもしれないのですけれども、そういうような理解ですけれども、いかがでしょうか。

(西出委員)

そうですね、今のお話、今説明いただいた話をもう少し、抽象的になりますけれども、広く捉えて、今委員長おっしゃったように、市町村の方で逡巡しているような内容について積極的な方向性をこちらで示して、その結果としての問題が何かあるかどうかというところを少し明確にすると、より判断材料として正確な情報になるのかなということです。細かい具体的な話まで今論究しているつもりはないので

すけれども、今おっしゃったような例えの例としてお考えいただければと思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

そういう意味で、端的に申し上げますと、県が主体的に方向づけしたということはないと考えております。

(桐田委員長)

菊池委員さんは何か、資料3-3も含めまして、改めて事務局に問いかけたい部分などないでしょうか。

(菊池委員)

全体的なところとして、審査と進捗管理と完了確認とあるようですけれども、進捗管理については、9月末に聴取をするというようなことをやっていたというような話ですけれども、基本的にはそれぐらいをやるべきことであって、ほかに特にやっていないというようなことでよろしいのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

手続のルールとして、必ず実施を求めていたのは、委員が今お話しがあった9月末の状況確認だけです。それ以外につきましては、それぞれの振興局の判断に任せているということです。

(菊池委員)

あとまた全体の話ですけれども、3-1ですか、ほかの県との比較なんかで、あるべき姿を見つけていこうというようなところですが、結果として、他県とのずれがある部分もあると思うのですけれども、そういったところについてどういう認識かと。なお、岩手県のやり方で適切であったのか、あるいはそこは明らかにしないのかどうかとか、そういうところをお伺いできればと思うのですが。例えば審査のところなり、完了検査のところ、支出内容の妥当性を確認する、しないというところとか、するとしても程度としてここまでやる、ここまでやらないというのが見えてきていると思うのですけれども、その辺についてはまだ詳細にはされていないかもしれないですけれども、どういった認識であられるのかというところをお伺いできればと思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

全体的な形としては、今のスタイルを踏襲しながらも、福島県の例にありましたように、個別のフィルターにかかるものについては、より掘り下げて、あるいはより注意深く内容をチェックするというのをルール化する必要はあるのかと思っています。今後の改善策としてですね。

(菊池委員)

これまでのあり方としては、問題があった、なかったというところ、ちょっと踏み込み過ぎかもしれませんが、というあたりの認識というのは。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

これまで一応このルールの中で事業を実施してきて、特段大きな問題は発生しなかったということから考えれば、一般的な事業実施の中ではそれで良かったのだでしょうけれども、今回の問題を踏まえれば、そこは見直しが必要であろうと思っています。

(菊池委員)

またちょっと全体的な、抽象的な話ですけれども、一般的なルールとして問題はなかったであろうと、こういう見方で良かったであろうという、仮にそうだったとして、今回いろいろな兆候があったので、平時のルールの運用としては問題がなかったけれども、それを貫き通して良かったのかどうかというような視点で、例えば気づけた、気づけなかった、あるいはこの程度ではそれを変えるには至らなかったとか、何かそういう視点というのはありますでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

多少結果を見ての話に、評価になるかもしれませんが、幾つかの兆候があったという点では気づけば良かったということはあると思いますけれども、それをある程度一般化していくために、どういう形でルールなり基準づくりをしていくかということは考えなければならないと思います。当時の状況で、当然に気づくべきであったというところまでは、そこまでは断言しかねます。

(菊池委員)

例えば質問書なんか、意見みたいなものでも良いんですか、そういうのも踏み込んで言って良いのですか、ここで。

(桐田委員長)

良いです。

(菊池委員)

そうすると、たくさんあって回答されていたものもあるように思うので、ちょっと今私の方で確認してみますので、ほかの委員の皆さんを先に。

(桐田委員長)

五月女委員さんは何か気づかれたポイントなどないでしょうか。

(五月女委員)

前回の委員会の際に他県の例なんかを整理した方良いのではないかとということで整理していただいて、今回出していただいたのを見させていただくと、ある程度岩手県のやり方としては、ほかの県と比べても一般的なチェック体制というか、行われていたのかなという気はしております。ただ、先ほど事務局おっしゃられたように、福島県の例なんかを見て、改善できるところを改善していくというスタンスで、よりブラッシュアップしていくという視点は非常に重要ではないかなと思います。

(桐田委員長)

小原委員さん、どうですか。

(小原委員)

23年度事業について、3月31日に全てを確認できなかったということで、4月になってからの3日間かけて補完の検査をしたと。それはそれで良いですけれども、その補完検査をして、23年度で支出負担行為しているものを23年度予算として出納整理期間中に支払ったということになりますよね。これは、地方自治法の施行令第143条に歳出の会計年度所属区分について規定がございますけれども、履行確認の日によって所属年度が区分されるわけですので、3月末日までに行われているか確認できなかった事業については、23年度予算として支払いはできないということは、これは法律で決められている事項だということですね。ですから、もし3月31日までに履行確認ができなかったのであれば、事故繰り越しなりの手続をとって、繰越予算として支払いをするという手続になるわけですが、そういう事業の繰り越しの手続というのはとっていなかったということになりますよね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

もちろんそうです。あくまでも3月31日の完了確認を補足的に後日行ったという解釈しております。

(小原委員)

補足ということは、3月31日までには確定をしなかったということですので、23年度予算としては支払いはできなかったという、これは歴然たる事実としてあるわけですね。そこら辺は、皆さんで情報共有していく必要があるかと思います。

(桐田委員長)

はい。

(寺本副委員長)

仰ることはその通りだと思っておりますけれども、この事業って例えば1万人やるものですよね。その人たちは3月31日まで勤務するわけで、3月31日にその時点で(聴き取り不能)何分かの今言った一瞬の間に1万人の(聴き取り不能)をしないと、今の(聴き取り不能)成立しないという制度的な問題というのは現実にありますか。

(小原委員)

制度的な問題というか、それは事業の仕組み方として、3月31日までに確認をしなければならないという法律の要請があるわけですから、そういうものに対応できるような事業の仕組みをつくるという必要があるかと思えます。そうでなければ、例えば3月30日で確認できるためにはどういう事業にすれば良いかというのは、事業を仕組む段階での必要があるし、あとはちゃんと繰り越しという制度があるわけですから、3月31日までに確認できないのであれば、事業によってはいろいろな事情によって3月までに完了しないような事業もあるわけですから、それがあらかじめわかっているならば、例えば2月の補正予算で繰越明許を議会に提案をしてという手法もありますし、ちゃんと3月31日までに終了するという前提で進んだ事業でも、何かのつひきならない事業があつて3月31日までに完了ができなかったというものについては事故繰り越しという手続にならざるを得ない。

それで、物理的に3月31日に確認できないということをおっしゃっても、いわゆる25年度から中間検査という制度を改めるというのは、これは今までであってもそういう中間検査という制度として記載とか明示しなくても、事業の進行管理という点からすれば、大きな事業であれば3月31日にちゃんと完了検査するためにはどのような進行管理をしていかなければならないかということがあつて、当然中間検査というものが例えば要領とか何かに記載されていなくても、そこまでにちゃんと完了できるような中間的な検査というのはやらざるを得ない。それは、法律の趣旨にのっとった適正な履行確認をして支払いという、そういう手続を踏むためには、進行管理の部分としてやっていかなければならないということがあるわけです。ですから、25年度からの中間検査というのは、今回の事案を踏まえてということですが、今までも当然のごとく、事業によっては中間検査的なものはやってこなければならなかった事業というのはたくさんあつたし、やってきているものもあるのだというふうに私は考えます。

(桐田委員長)

今の論点については、この補助制度の完了確認の仕組みはどうあるべきかという部分で検討すべき論点だとは思いますが。あと、検証委員会の検証するポイントとすれば、今の小原委員の言葉をかりれば、年度を越えながら完了確認をしていく過程において、今回の問題が発生したような原因があつたのかどうかという部分をひと

まず検討していただければ良いのかなとは思っております。その論点が、今小原委員さんおっしゃったように、3月末に完了確認するためには中間検査なり年度途中の進捗管理が絶えず必要だったのではないかという提案というか、指摘がありましたので、それが今回の委員会で委員の皆様方からどうあるべきだったのかとか、何をしなければならなかったのだけれども、しなかったとか、できなかったとかという論点の中に提示されてくる意見なのだなと受けとめたところです。それについては、事務局の方でも、この制度のあり方の中で、完了確認の仕様について各県の様子、そこまでは確認をしていないのでしょうか。補充調査と我々が使っている言葉が、ほかの県がどうなっているかというのは、今はまだわかりませんよね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

そこは確認していません。

(桐田委員長)

そういったこともあるので、国の制度の中で、国や、あるいはほかの県がどういう取り扱いしているかも含めながら参考にしていきたいと思えますし、ただ中間検査そのものはやっていないというのは、今回の比較調査ではなかったということですので、進捗管理という面ではほかの県とそんなに大きくは違っていないのだろうなというのがわかったということです。

(小原委員)

3月31日に完璧な完了検査調書があって、それでよしとなれば問題ないですけども、そういうふうにならないことが3月30日でわかったということであれば、年度内完了はできませんので、繰り越し事業になってしまうということです。

(桐田委員長)

私として理解している今回の事案については、例えば3月31日時点において、丸としたから必ず払わなければならなかったのだというふうなことにはなっていなかったみたいですけども、多少疑義があって山田町とやりとりをした上で、その疑義を確認して、結果的には補充調査という期間の中で、疑問点を解消した上で丸にしたということであったので、年度をまたぎながらどうこうしたということではなくて、一応年度内にやったことの評価を多少時間をかけて検討したというふうなニュアンスに受けとめてはいたのですが、小原委員さんのご意見は会計制度上の原則論から検討すべき議論だと思いますので……

(小原委員)

原則論というか、いずれ最終的な支払いの支出負担行為の確認とか、支出命令がちゃんと支払いの時期が到来をしているかどうかとか、そこら辺の確認の中では当

然私が先ほどしゃべった確認が出てくるわけですから、いずれその年度内に、いわゆる3月31日までに完了できていなければ、23年度予算の支払いというのは本来的にはできないということになります。事業繰り越しのそういう制度としては、明許繰り越し、事故繰り越しがあるわけですから、確認できなかったのであれば事故繰り越しなりの手続で繰越予算として24年度予算として執行するという手続だったと思います。

(桐田委員長)

岩渕委員はまた改めてご意見等はないですか。

(岩渕委員)

冒頭に委託契約とか完了検査のあり方についてお尋ねしたのですけれども、それからあとこの場でまた検討していく上で、なのですが、冒頭に確認した私の発言も、基本的には平時の場合というか、通常の場合を想定して、通常の場合の委託契約はどうなっているのかというような意図で質問させていただいたところです。それで、ただ平成23年度、全く平時ではない、山田町さんも大変な状態のときに、結果的にこういう問題となる案件が発生している。そういう平時ではない状態、あるいは困った問題が起きたときに、町も対応し切れていないときに、県がどういうサポートなり、指導という言葉は余り使うべきではないのかなという感じを持っているので、サポートなりをすべきだったのかというあたりも含めて、少し検証していくべきなのかどうかというあたりがわからないというか、その辺どうなるのかなというのちょっと気になっているところです。

(桐田委員長)

今の岩渕委員さんの通常の場合とそうでない場合ということで、議論のスポットライトの当て方として、理解が間違っているかもしれないけれども、山田町が本来果たすべき機能が平時ではない場合だったので、十分に果たし切れない状態だったかもしれないと、そういった場合を想定した場合に、県がそういった状態の山田町に何かを平時ではないときとは別な形の対応をするかしないかということ……

(岩渕委員)

すべきだったかどうかですね。平時であれば、基本的に町とNPOの間の委託契約であれば、この事業実施要領のように町が企画した事業ですので、町がこれやりたいと言って、概算なりでも良いですが、大体これくらいの経費でやりたいのだという形をとって実施要領にのっとれば、それで見積もりをとって、やるという形ですから、この事業、若干特殊性はあると思いますけれども、本来であれば何ら問題は起きないのかと思いますけれども、今回の場合には緊急雇用創出、まさに被災直後の事業ですから、いろんなもの、数もいっぱい出てきています。役場も多忙にな

っています。そういう中で、どうしても処理し切れない部分というのが現実的にあったときに、そのときにどこまでサポートすべきであったか。だから、平時であれば良いのだけれども、こういう場合だから県ももうちょっと逆に、介入ということもありましたけれども、積極的にかかわらなければいけなかったのかというような部分も含めて、その場合にどこまで見られたかという前提で話をしていくのかどうかというあたりです。それを前提にするかどうかです。そうではないと何となく、平時であれば何もなく県の手続は問題ないというような形になるのかなと思うのです。そこをどこまで深掘りするのかなというあたりがどうしたら良いのかなと思っている点です。

(桐田委員長)

今の岩渕委員の発言に対して、ちょっと今度検証委員会を運営する立場の委員長としての考えというか、意見ですけれども、平時と平時ではないというのを今回の検証委員会はどういうふうな壁を、区切りを挟み込むかという考え方で、震災直後で行政機能を十分に果たし得なかったという状態を平時ではないとして、補助事業者である自治体に県がどう対応すべきだったかということを今振り返って検証するという事ではないのだと思っています。今回の平時ではない、特別なというポイントは、受託者が異常に会計処理をしなくて、ある意味、ちょっとこれは正しくないかもしれないけれども、悪意を持って不適切な使い方をしたのではないかというのがむしろ平時ではないという、そういう部分が平時と平時ではないという部分の区切りではないかなと考えているところでして、そういった前提の中で、例えば兆候があったのだけれども、県はその兆候をうまく取り込めなくて、いわゆる悪意の……悪意を余り繰り返すとよくないですね。経理がずさんだった団体に対してもっと、山田町という事業主体を飛び越えながら行くべきだったのではないかというような、そういったところが気づきとか兆候とかという、委員の皆様方から発言もあっている部分の意味ではないかなと委員長としては理解しているところです。

(岩渕委員)

はい、わかりました。

(寺本副委員長)

今の話で、西出先生からもお話あって、五月女さんからもお話があったのですが、事実に対する説明ですが、宮古センターと町とNPOの連携とか確認についての話は、最初にここやったけれども、11番のところに、復命書の下のところがありまして、当時持っていた担当だった畠山さんの認識だと思いますけれども、今後は事業実施主体であるりばあねつとに事業を委託している、山田町とより連携、情報共有を図って進めていくことを相互が確認した。また、事業に必要な経費で不明なものについては、随時宮古センターに対して、問合せを受けることにした。そう

いうふうな認識だったのだと思います。反対に言うと、連携どうだったのかなという問題意識はあったのだと思います。この間ヒアリングしたときには、1月11日でしたか、山田町の総務課長が宮古センターの担当者のところに行って、事業の実施主体は誰ですかというのを確認して、それは山田町、当然ですよという話をしてきたということは、山田町としてもちょっとお任せになった部分もあったりしたところもあってというのが今回の特徴だったのかなと、事実に対して言うならそういうことだったのではないかなというふうに思います。県は、それをできるだけ補正しようとしていたというような動きというのがこの中でも見えるのかなと。ちょっと（聴き取り不能）けれども、そういうふうに理解しています。

（岩渕委員）

今寺本委員さんおっしゃったのと私も同じ認識でして、私現地調査に行かなかったのですが、その内容とか読ませていただいて、委託者である山田町が本来である委託者と受託者の関係になっていなかったのかなというあたりが、結果を見ても感じました。例えば御蔵の湯にしても、誰が作りたと言ったものなのかということですね。当然委託であれば、町がこれ必要だから、これくらいの経費で作りたという話になるわけなのですけれども、その辺が判然としていないような内容のものを読ませていただいたものですから、そうするとそれを、当時の山田町の状況を振り返って、だからこれ全部山田町の責任なのだということのちょっと酷なような気がしたので、そこにどうあるべきかというのが気になったのですが、結果的に多分検証する上では、そういう非常時だということを前提に壁を作らなくてもというような感じもしていましたので、この後進め方で考えていきたいと思っています。

（桐田委員長）

議論が深まってくると、今岩渕委員がおっしゃっていたように、もう少しこんなふうにやるべきだったのではないかなという考え方はどんどん、どんどん膨らんでくるのだと思います。それは、山田町さん自身も今振り返っているという状況のようでありまして、我々も当時ももっとこうやっていけば良かったのではないかなという、反省すべき点はあるかなとは感じながら、今回の検証委員会でも今後の補助事業の執行管理のあり方ということも検証委員会で議論したいというふうに希望しているところでありまして、もっとやるべきだったなというのを将来に向かってしっかり構築していくということが大きな検証の成果なのだろうなと思っております。したがって、この委員会で何度も皆さんから発言されているいろんなキーワードがありまして、今回の事案において、途中経過でさまざまな兆候、気づくべきポイントがちゃんと厳然としてあって、県はそこに何らかの取り組みをしていたと。それが本来なすべきこと、あるいはやる必要のなかったことという、平時のときの一般的なルールに沿った場合に、他県の取り組みの実例なども踏まえてどうだったかというような、そういった議論の流れになっているのではないかなと私は思

っているところです。そういったところで、西出委員さんから介入というような言葉、補助金適正化法による介入というキーワードも提示されているわけですが、先ほどの3-2の白○の一番最後に県の責任という言葉、委員会の中でも話題になっておりますけれども、そういう県に責任はないのかというふうに問われた際に、補助金適正化法上においてはというようなこととか、あるいは補助事業者として市町村とどうかかわるべきだったかというような面での責任とか、そういった検証になっていっているのだと思います。

私だけ発言の量が多くなりましたけれども、今委員さんの間でいろいろやりとりしたことにつきまして関連しながら、というか、菊池委員さんがいろいろと自分のお考えを整理されているようでありますので、発言をお願いいたします。

(菊池委員)

もう既にまとめていただいていたので、答えられている部分があるのではないかなと思っていろいろ見ていました。ちょっとそういう意味で、中からピックアップして確認のようなどころも含めて見ていきたいのですが、まず最初に、審査のところでは事業費積算の妥当性をどこまで見るかというような、平時のルールとしてもあるだろうというふうに思うのですが、その中で他県の例なんかを見ていると、疑義のある経費は確認するだとか、そういうところまで書かれているものもあると。その中で、岩手県としては、事業計画書に記載された範囲内で確認をするというようなことにされています。チェックリストを見ると、ここで積算は妥当かというような項目があって、一応妥当性を見るというような話になっていて、これを突き合わせると事業計画書の範囲で見るという意味なのかなと思うのですが、これ結局妥当性というのは、積算妥当かという項目があるものの、こういった観点で妥当性を判断しているのか、どうであれば妥当で、どうであれば妥当でないかと判断しているのかというのが平時の運用としてどうやっていたのかというところをまずお伺いしたいと思います。

(桐田委員長)

お願いします。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

単純な項目で言いますと、土木建設事業に該当するような内容が入っていないかというのは、わかりやすい項目であろうと思います。要は、補助基準として対象外となるものが積算に入っていないかどうか。あとは計数的な検算の意味もあると思います。その他さまざまあると思うのですが、含めてどこまでそこに入り込んでいくかというのはケース・バイ・ケースであろうと思います。

(菊池委員)

金額自体が高額なのではないかとか、本当にこの費目は必要なのではないかとか、そういったところまでは余り踏み込んでいないというようなことなのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

基本的には、そのところは契約当事者の判断と考えています。

(菊池委員)

本当にこれも形式的にはじかれるようなものだけがはじかれるような審査であるというようなことですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

どうしても明確な基準がないものは、議論が平行線になる危険性もありますし、1つの団体としての判断とすれば、県として明確にそれを否定する根拠がなければ、そこに踏み込むのは難しいだろうと考えています。

(菊池委員)

例えば推測にならざるを得ないかもしれませんが、疑義のある経費は個別に確認するというような県もあるわけで、こういったところはこういったことを確認されているのでしょうか。やっぱり額だとか、本当にこれレンタルリース料こんなにかかるのかとか、そういうのも見ているのではないかなと思うのですけれども、そこはどうでしょう。もちろんそうしなければいけなかったかどうかというのは別の話として、そういうあり方なのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

ある程度個別の審査の当事者の判断によるものだろうとは思いますが、今おっしゃったように、極端に高額であるとか、高額というのは金額の規模自体が極端に大きいであるとか、あるいは一見して土木建設事業、補助対象外になるような表現のものが入っているとかがあるだろうと思います。

(菊池委員)

そういう形式的な意味の疑義も含めて確認しているだろうということですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。

(菊池委員)

わかりました。

もう一つ、審査のところ、御蔵の湯なんかでリース費がどうだとか、関連してくるかなと思うので一応聞きたいのですけれども、50万以上の財産の取得が禁じられているということですのでけれども、これはどういう趣旨でこうなっているのかということを確認したくて、つまり年間、例えば事業期間に50万円のものを買ってはだめだけれども、100万円のことをリースするのは良いよということであれば、支出自体を避ける趣旨ではないのかなと思うのです。他方で、では借りるのは良いけれども、持つのはだめだと。何か持っているとならば財産として残ってしまうからだめなのだという趣旨なのかなという気もするのですけれども、それだと別に後で処分したり、市町村に返すなりすれば良いではないかという気もするので、そんなことを考えて、結局のところどういう趣旨なのかなというところをお伺いしたいなと思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

国に確認したものではありませんが、この規定は国の補助事業の実施要領によく入る、盛り込まれている規定です。補助金適正化法の中では、50万以上の財産取得は大臣承認が必要という規定がありますので、そこまでの手続をあらかじめ排除するために実施要領の段階で除外しているのではないかと推測しています。

(菊池委員)

そういう形式的な、手続的な理由でというか、ここで実質的に何か……

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

基本的には、緊急雇用創出事業ということで、ソフト事業が主体の内容ですので、一般的にはそういった財産取得は必要でないであろうという前提のもとで盛り込んでいると思います。

(菊池委員)

実質的に何かを避けようとしているという感じではないということなのですかね。100万円のものを買ったら高額な支出をしてしまうからだとか、そういう理由ではないということなのですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

では、ないです。

(菊池委員)

実質的な趣旨はちょっと見出しがたいということでしょうか、先ほど言われたような手続を避けるという意味以外。ぱっと見で、何千万円もするリースはよくて、100万円のものを買ってはだめというのはどういう意味だというような素朴な疑

問があったもので。

(寺本副委員長)

言いにくいですがけれども、厚労省の事業なので、例えば私の企業に対する補助するという経産省の立場とはちょっと違うので、あくまでも……

(菊池委員)

県でつくった基準ではないので、それはそのとおりだと思いますけれども。

(寺本副委員長)

やはり制度の設計としては、事業主体に財産が残るような制度設計はしにくいというのは基本的にはあるのだと思います。

(菊池委員)

財産は残るという側面ですかね。

(寺本副委員長)

やっぱり補助している、「私」の企業を助成するという仕組みで考えているわけではないわけですから。それが同じ雇用できるものでも、他省庁のやつであればまた制度設計が変わって行って当然なのだろうと、こう思いますけれども。

(菊池委員)

わかりました。ありがとうございます。

完了検査なのですけれども、実績額幾ら幾らと確認されたと言っていますけれども、実績額全部について領収書等何らかの根拠を持って確認されたかどうか、ほかでも出ている情報ですけれども、いま一度確認させてもらいたいと思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

内容の個別のものをチェックします。内訳について1件1件チェックをします。

(菊池委員)

全部に対して根拠があったと、それは全部支出されているということを確認したということになるわけですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

そうです。

(菊池委員)

調査報告書、この前にも少しお話ししましたがけれども、山田町の方の第三者委員会の調査報告書の方で、県の完了検査で、例えば帳簿の不備だとか、領収書の欠落があって、支出の適正さの判断に支障があると思われる状況なのに、最終的に完了確認されていると、これで良いのかみたいな書き方をしているところがあるのですけれども、ここについての事務局の認識というか、ちょっと今の説明とはまた違うのかなと思ったのですが、どうなるのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

宮古センターも含めて、県としてこういう説明を第三者委員会に報告はしておりませんので、そこから推測すると、3月16日段階の指摘と、それはそのまま完了検査でも同じ状態でありながら認めたというような受け取り方をされたのではないかと思います。実際は、完了検査の段階では、3月16日の復命で指摘した事項は、個別に解消あるいは説明がなされた上での承認でありました。

(菊池委員)

なるほど、わかりました。

では、また次の質問で、他県比較なんかの一覧表を見ていて、完了検査で支出内容の妥当性確認ということで、岩手県は2番ということで、していないということになっていますけれども、ほかのを見ていると結構しているというのもあります。今結論めいたことは出せないかもしれませんが、妥当性の確認は一切していなくて、支出しているか、していないかの確認をしていたのかどうかというところをまずお伺いしたいのと、妥当性確認、その時点ですべきではなかったかどうかというところについて見解をお伺いしたいのですけれども。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

ここで表現をどう、質問をどういうふうに解釈して、どういう趣旨で回答するかはあるのですが、広い意味では、岩手県においても支出内容の妥当性の確認はしている部分があります。例えばその中に重機のリース料があれば、重機は補助対象外ですから駄目ですよ、でありますとか、そういった内容、個別の項目の中から判断できるものについては妥当性は判断いたします。ただ、今回の一連の調査の中では、ほかの書類を引っ張り出して突き合わせ、具体的には県外での宿泊料と復命書との突合作業であるとか、そういった複数の書類を突き合わせするところまで詳しくやるかという意味では、そこまではしていませんということで岩手県の回答は作成しました。他県の①という回答がどこまでやるかというのは、詳細には確認しておりません。

(菊池委員)

そういうのはちょっとわからないというところですね。

その後結局再検査ということをやって、妥当性をより厳しく見ることにはなったのだらうと思えますけれども、それはやっぱり問題事案だったから見ることになったということであって、当時再検査程度のチェックをする必要はなかったというふうに考えてよろしいでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

これは、業務ばかりではなくて、我々のふだんの生活も含めですが、相手方に明らかに問題があるという前提のもとで調査をするもの、あるいは取引をするケースと、本来通常の一般的な取引をされるという理解のもとで行う考え方とは違うと考えています。今回の再調査は、明らかに相手に問題がありという前提の中で、そういった余地を一切排除するような趣旨での検査であったので、非常に対象外とした項目もふえたと思います。

(菊池委員)

まだよろしいですか。

(桐田委員長)

良いです。

(菊池委員)

ちょっとそこの御蔵の湯というのがまた1つ論点になっていたのですが、その関連で確認したいのですが、契約形態とかをいろいろこねくり回してではないですけれども、おかしいのではないかとかいろいろ論点になっていました件ですけれども、そこを気づけたか、気づけなかったかというところもまたいろいろ出てくると思うので、そこは例えばどんな形態であったにせよ、最終的に例えば御蔵の湯、でき合いのものを借りて、適切なリース料を支払っていますよというような同じような結果になっているのであれば、それは問題がないのかなというふうに思ったのですが、23年度の実績なんかを見ると、材料費だけで四千何万円出ていて、リース料が2,400万円だということで、これが23年度に出されているという格好になっているのだと思いますけれども、たしか23年12月とか11月からできているような話ですよ、御蔵の湯。そうすると、三、四カ月の間で、材料費をどこに見るかはおもかくとして、三、四カ月使う分だけに対して6,000万何がし支出されていると。一月一千何万だとか、2,000万だとか、リース料だけ見ても600万、800万という話になってくる。何か一見ただけで明らかに高額なのではないかと思うのですけれども、現地調査もしましたけれども、あれぐらいの物件を借りて、一月に1,000万リース料かかるなんていうことはちょっとあり得ないなということで、その辺について気づけたのではないかとまで言うのは酷かもしれませんけれども、不適切性があらわれているのではないかなという気もしたのですが、その辺の認識というのはどう考えたら良いでし

ようか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

不適切性については別として、気づけたのではないかという点に関しては、そうかもしれないです。そこは否定はできないと思います。

(菊池委員)

本当に精査していれば、ひょっとしたら全項目ちゃんと見られるようにやっていたら、見られたかもしれないけれども、今回は見られなかったというようなことですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

今回の調査については、今精査というお話がありましたが、今回は県は通常は山田町に対する調査を行うのに対して、山田町が委託した受託会社が取引した相手方にまでヒアリングを行った結果です。なので、多少疑義があったとしても、一般的な中でそこまでやるかどうかというのは若干疑問あります。かなり問題点の核心を持って調査に入るケースと、もしかしたらそういうことが起こり得るかもしれないということで行う調査とすれば、その調査の内容はおのずと変わってくるかと思えます。

(菊池委員)

一見して高いのではないかなと見ていた職員が気づいたとして、その程度では踏み込んで聞きに行ったりしないということですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

県が直接調査をするのではなくて、山田町に、相手方の市町村に説明を求める形で調査はいたします、やるとすれば。そこで十分納得できる説明が得られるまでしつこく調査するかどうかということだと思います。あくまでも相手方は、県の補助対象である市町村であると思います。

(菊池委員)

今回気づけなかったのであれば、それはあるかもしれません。気づけたとして、そういうヒアリングをすべき場合だったと考えられるか、考えられないかというところでしょう。なかなか一概には、取り上げはできないということかもしれませんけれども。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

繰り返しになりますが、あくまでも自治体に対して十分、今回の例示も含めてで

すけれども、十分納得できる説明を求めることが基本だと思いますし、あとは例えば今回行ったような相手方の建設会社、委託事業の受託者が取引をした建設会社へのヒアリングは、あくまでも任意になりますので、任意に協力を求めるということになりますので、毎年毎年繰り返される事業の中で、そこまで一般的に行うかと言われれば、極めて特殊なケースではあり得るというものだと思います。

(桐田委員長)

西出先生は個別の何かピンポイントのご質問とかございませんか。

(西出委員)

個別的なものというよりも、逆にもっと絞り込んでいかないと、私自身が論点は何だかわからなくなっている、正直な話。要は、1回目か2回目にお話ししたような記憶もあるのですが、やはり制度設計上の問題として瑕疵があるのかどうかという議論、それから制度設計が問題ないとするならば、運用上の問題があるのかないのか。運用上の問題を考えたときというのは、いわゆるやるべきことをやっていなかったか、不作為であったかどうか、もう一つは先ほどの補助金適正化法のことを申し上げましたけれども、いわゆる過剰に介入、もしくは何らかの誘導をしたのかというところがあるのか、ないのか、そういうところを論理的に分解して話を詰めていかないと、このメッセージが県民の皆さんにうまく伝わらないのではないかなと思うのです。

同時に、もう一つ言い忘れてましたが、立場的に一番近くにある山田町の方がこのような考え方に対して非常に共有しているのかどうかということですが、その辺が見えて、可視化して、それを県民に対して披瀝するのが一つの役割ではないかなと思うので、逆に少し収束をしていかないと、この課題の今日の1つ目ですが、検証についてというところも、どう何を検証するのかがだんだん、だんだん……。この会があと1回、2回、3回、4回とあればまた別なのですが、限られた回数の中でやっていくには、ちょっとその辺が見えてこないと私自身不安に感じている面があります。その辺が見えれば対策の話も議論ができると思うので、そこを整理して、収束に向けて何か、何らかのメッセージを出すことに取り組む方がよろしいのではないかなと思います。

(桐田委員長)

今の件で副委員長は何かご意見ないですか。

(寺本副委員長)

おっしゃっていることわかります。少しまとまった話として整理をかけていくというのはおっしゃるとおり。ただ、もう一つの話として、恐縮ですけれども、議会の方の関係で指摘されていることについてもある程度の答えを出さなければいけな

いというのも実はあって、そういう意味でちょっと広がっているかなという感じはするのですが、それはそれでちょっと整理をさせていただかなければいけないと思うし、ある意味、法律的な責任の話もあるのだろうなというふうには実は思っているので、ポイントのところの話と、あとそれぞれ事務局が整理すべきというところ、それを分けてやっても良いのかなとは思っています。いただいた質問に対して事務局が整理するという話と、今おっしゃったような制度設計の話、運営上の問題の話、山田町の共有の問題とか、それをつくった、あるいは（聴き取り不能）通常の場合、平時の場合、特別な場合というのもあったと思いますけれども、（聴き取り不能）つくって整理するというのがあるのかなと思います。そのときは、（聴き取り不能）のときに整理すれば良い話もあるので、それはまた文書のやりとりの中でやれば良いのかなとは思いますが、細かな点については。

（桐田委員長）

西出委員さんからお話あった収束とかというテーマについては、委員長としては1回目からどうしようかなと悩んでいる部分はありません、ただ委員の皆様方がこの案件について手に入れている情報と、それからどういう切り口で判断をしていくかというところのプロセスが必要だと思いましたので、1回目は資料の山をお預けして、2回目からご意見を伺うというような形で、現地調査をしながら、委員の皆様方が今回の案件でどう思われるかというところから議論を進めていったつもりではありました。

それから、西出委員さんから今非常に大きな大事なポイントを指摘していただきまして、制度面と運用面と、ということでありまして、そのような整理の仕方でもとめていきたいなと思っております。委員の皆様方からあるべき状況はどのようなのだという議論がありましたので、制度の面でそういう情報も整理をしながら議論していただいていたのではないかなと思っておりますし、それから岩淵委員さんからもお話ありましたように、当時の震災後という状況を考えれば、運用面でどうあるべきだったという議論の物差しをどこに持っていくかというのがあります、制度といても、運用といても、やはり委員の皆様方の思いがいろいろ幅広くなったなという点では、今日までの議論の進め方についての反省点だったなというふうに思っているところです。そういった意味で、例えばこれまで議論してきた考え方の中で、一般的には県は形式審査という、求められている部分はやってきたようだなという共有感を持っていただいているのではないかなと勝手に思っていたところではありますが、それを具体的な制度の面でこういうことをやったというふうな資料なり説明が十分ではないというふうに思っているところですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

（西出委員）

よろしいというか、わかりやすく整理していけば良いと思います、あと1回ぐら

い。

あとは、責任の問題がちょっと出たのであえて申し上げるといいますか、考えなければならぬのは、誰に対してどのような責任があるかというところをしっかりとつかんでおかないと、責任がある、あるというところだけで走ってしまうと、責任の意味合いが見えてこないで、今県の責任云々という話であるならば、県が誰に対してどのような責任があるのかというところも踏まえて議論しないと、非常に責任のあり方というものが曖昧になってきて、結果論からああだ、こうだという話に非常に左右されることがあるので、その辺を常に念頭もしくは前提としながら、責任の議論をするならばしていく必要があると思います。

(桐田委員長)

田口先生、これまでの午前中の議論で何か思った点などないでしょうか。

(田口委員)

資料3-3に関してですが、かなり議論はされているのですけれども、まだ幾つか質問に対して答えてもらっていない部分があります。これを一回きちんと、こういう質問に対してはこういう回答ですというのを出してもらった後で、もう少し論点を絞っていった方がいいと思います。

先ほど西出委員から責任ということが出ましたけれども、基本的には権限があれば、当然責任がついてくるのだらうと思っていますので、岩手県としてどういう権限があったのかということも一つ確認してほしいと思います。

もう一点、先走ったわけではないのですけれども、意見というのを出したのですが、名前が入っていません。これは一応責任もありますので、名前を入れていただいて、こういうふうな質問がありましたというのを出してもらった方がきっと議論が深まるのだと思います。個人的には名前を出していただいて結構ですので、よろしくお願いします。

以上です。

(桐田委員長)

それでは、午前の部は間もなくそろそろ終了したいと思います。午前の部で議論いただいたのは、基本的なポイントでありましたけれども、この検証委員会でどういう結論に向かって議論しているのかという点の基本的なご指摘も受けましたし、進め方についてよりわかりやすい進め方が必要だということのご意見もいただいたところです。そここのところは、我々事務局の方でメリハリのきいた意見の伺い方ということについて整理をしていきたいと思っています。

それで、午後の部については、先ほど冒頭にご説明したように、検証課題の議論を踏まえながら、補助金の今後の執行のあり方という検証委員会の目的の一つに向かって初回の議論をしようかと思ったところではありますけれども、資料3-3に

ついでに疑問点などについてさらに議論を深めたいというご意見もあったところですが、午後の進め方について委員の皆さんから、こんなふうにしてもらった方がより深まるというご提案があれば確認をしておきたいのですが、田口先生は、この資料3-3を使ってさらにとにかくということに受けとめました。

(田口委員)

重複している質問とかがありますので、それを整理していただいてというのはちょっと1時間では無理かもしれませんが、少し大きな質問に変えてもらって、こういう方向ですというふうな回答があれば、次のステップの議論になると思います。

(桐田委員長)

わかりました。

西出先生は、何か午後のポイントのようなものについて。

(西出委員)

午後は(2)ですよね、協議内容の(2)を中心に行うと。その前に3-3についての質疑応答で答えのない部分を提示してもらおうという話ですよね。それでやっていただいて、今回はともかくとして、次回においてはかなりそれらを踏まえた上での方向性としてメッセージを出せるような形で行ってもらえばいいです。ですから、午後はそのやり方で、特に(2)に関しては各委員の思いを、いろんな考え方があると思うので、その考えを広げていくようなやり方でいいと思います。

(桐田委員長)

わかりました。

そのほかの委員の皆さんは何か。よろしいですか、当初予定していたものにちょっと、最初に3-3の照会回答についての議論を進めるということで。わかりました。

それでは、午前中、いろいろまた議論が進んだ面とご指摘いただいた部分とありましたが、また午後1時からこの会場で行いたいと思いますけれども……

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

すみません、資料3-3で、若干修正と補足だけさせていただきます。3-3の1ページ、2ページは、第1回の委員会の中で田口委員から、事業破綻ということでお金の流れを見たいということで、ちょっと決算状況しかないのをこれを出しましたけれども、特に事業が破綻した平成24年度分、2ページですけれども、ここは申しわけないです、記載していないのですが、計画に対するNPO法人の実績報告額を見れば、いかに計画を超えた、特に計画額はここに書かなかったのですけれど

も、例えばリース費では約1億9,000万しか計画していなかったものが実績としては大きかったとか、そういった趣旨で提出した資料です。

資料3ページですが、23年度雇用計画の欄外に年度末雇用者数、空欄になっておりましたが、139人です。

最後、12ページ、13ページの資料ですが、これは11ページに出されている委員からの疑問点に対する一つの答えとして提出した資料ではありますが、表題にありますとおり、大雪りばあねっとブログよりということで、事実関係の検証はしておりません。多分これは事実と違うなということもありますけれども、そういった部分的な修正を加えずに、大雪りばあねっとが掲載しているブログから大体こんな感じのことが書かれていますということで、参考資料として出したものですので、そこはご留意願います。

以上です。

(桐田委員長)

事務局からは良いですか、以上で。はい、わかりました。

それでは、午前はこれで一旦終了して、また午後1時から開始したいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(休憩)

(桐田委員長)

それでは、引き続き検証委員会を進めたいと思います。

まず資料3-3について質問を提示しているペーパーがございます。5ページからですね。5ページの左上に照会事項と箱囲いで囲んで、それが5ページ、6ページ、それから7ページに確認したい事項ということで、これも質問ペーパーです。それから、次の8ページ、9ページ、10ページも疑問点等メモということで、これも質問項目です。それから、11ページも意見交換資料ということで、これも疑問を呈しているペーパーであります。これらについて、午前の部、既にアンサーということで答え書いているペーパーもありますけれども、それが記述されていないペーパーについて、午前の中で話題になっていなかったのも、あるいはアンサーがあるけれども、十分ではないという部分について再度確認したい部分がありましたら、ちょっと指示をしていただければ事務局の方から再説明をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

(田口委員)

5ページの真ん中あたりで、照会事項として23年12月28日の復命書の件なので。アンサーとして、「復命書の作成理由は(確認中)」となっておりますが、こ

れはその後、復命書が作成された理由とか、その経緯というのがわかりましたら教えていただきたいと思います。

(寺本副委員長)

率直に言って、ここに書いている以上のことは、本人に確認しましたがけれども、わかりませんでした。ただ、前に背景としてあったのは、連携をとっておかなければならないというのがあったということと、あと岡田本人からも県にも言いたいことがあるということも11月ぐらいに言われたこともあったりしまして、ここにあるように、趣旨は多額であるから、今後のことを見据えてきちんと指導したいというのがあってやったということだというふうに思います。その後、改善確認といいますが、ある意味合意事項みたいな形で復命書でまとめていて、今後はきっちりやりますというふうになっているので、改善の、書面による、安心したと言ったら良いですか、そういうことになったのだというふうに思います。その後出てくるのが1月11日、面談されたのが。あとは、その間は担当者とのメールでのやりとりみたいな形になっています。メールにおいては、指導よろしくとか、いろいろそういうやりとりはあるということです。

(田口委員)

そうすると、12月28日の復命書の時点で、NPO法人の代表も含めて、こういう改善内容、改善事項がありますよというのは確認しているわけですね。それで、法人の方から、それは改善しますという返事があったということですよ。口頭ですね。

(寺本副委員長)

そうですね。資料ナンバーの11をごらんいただくと、表の復命書そのものは、会議が終わった後で記載されているものです。めくっていただいた方は、畠山さんが自分でつくって、それを会議に持ち込んだものです。その持ち込むに当たって、前の日ぐらいに山田町に対してメールで出して、こんなことで打ち合わせしますというふうに話をしたのがこちらの内容という形になります。

(田口委員)

それは、基本的な疑問でもあるのですが、通常の場合だと、こういう3者で話し合って、この点を改善してくださいと言えば、大体改善されるものなのではないでしょうか。それとももう一步確認が必要なものなのでしょうか。質問が曖昧ですけども、つまり通常のこういう補助金事業であれば、この点がまずいですよ、この点を改善してくださいというふうに指摘すれば、通常は改善されてくるものなのではないでしょうか。

(寺本副委員長)

通常改善されると思います。もう一つ、このケースについては、町が指導するということをお願いしていて、それも期待しているのだというふうに思います。それは、先ほど申し上げましたけれども、後で1月にメールで担当者がやりとりしているときも、重ねてメールで指導をよろしく願いますみたいな形になっているので、十分その対応をしていくことを期待したのだと思います。

(田口委員)

基本的には、町に対して改善指導をしてくださいという依頼なのですね。

(寺本副委員長)

そういうことになります。

(田口委員)

わかりました。

(桐田委員長)

菊池委員さんは、何か改めて確認する項目とかありますか。

(菊池委員)

午前中に大体お伺いしたようなところです。

(寺本副委員長)

菊池委員さんの質問の中で2点ほど。実は、文章の中で形式審査という……

(桐田委員長)

ページのどの部分かちょっと、皆さんにわかるように。

(寺本副委員長)

8ページかな。8ページで、言葉の問題なのですが、8ページの第1、審査のところ、3行目のところに、それ以降も結構あるのですが、形式審査という言葉を使っていて、行政上の言葉でも形式審査と余り使っているわけではなくて、この委員会の中でオリジナルで結構使っているような部分があって、実質審査と反対に使っているときには、旅行命令に対しては復命書を見たりだとか、領収書についてはその相手先に電話するだとか、そこを実質審査と言って、ここで形式審査というような言葉を使っているのですが、どちらかという額までは確定してという意味での形式なので、ちょっと言葉が形式的な審査と飛んでしまうので、報告書を書くときにはちょっとそのあたり少し整理しながらやらないといけないかなということ……

(菊池委員)

それは、言葉はこのとおり使っていただかなくても良いですけども、本件で、本件というか、普通に今回なり県でこれまで捉えたような程度の審査というようなぐらいの意味です。

(寺本副委員長)

あと、9ページのところですけれども、特に御蔵の湯の関係でリース料の話が出てきます。リース料の話、実は私自身も10カ月ぐらいしてようやくふっと気づいたといいますか、なのですが、24年4月に問題になったのは原材料費のところだけで、リース料自身は宮古センターも問題にしているわけではないのです。疑問を感じているわけではないのです。それは認めると。ただ、原材料費についてはカガヤさんのものだったりして、あれを見て、原材料で良いのか、工事ではないかと言っていたので、リース料そのものは24年11月になるまで全然問題にはしていないと、ここを改めてご説明しておきたいと思います。

(菊池委員)

そうですね。一応趣旨としては、リース料単体を問題にしていなかったとしても、問題とされるべきなのではないかというのも含めてあるかなというふうには思っています。

(寺本副委員長)

当時は気づかなかったということで、本当に気づいていないというか、ちょっと説明不足だったかと思います。

(菊池委員)

いいえ……

(桐田委員長)

はい、お願いします。

(田口委員)

私の照会事項ではないですけども、10ページの第5の特に本件の対応についてというところで、大事な部分を含んでいるので、この3つともどういうふうに回答されるのかというのをお聞きしたいと思います。

(桐田委員長)

寺本さん、お願いできますか。

(田口委員)

ちょっと読みましょうか。

(寺本副委員長)

そうですね。

(田口委員)

特に最初の1番で大事なところは、5行目から、確実に関与することとなる完了検査や委託契約、契約変更の際に慎重に臨むのはもちろん、何らかの指導や特別の進捗管理の手法をとることも考えられて良かったのではないかと考えられる。このような対応が検討されなかったのはどのような理由によるものかと考えるかという照会です。

(寺本副委員長)

特別の進捗管理についてなのですけれども、ある意味この事業についてだけやっていることがあるのも事実なのだと思います。12月28日のやり方とか3月16日のやり方は、特別にこの事業に限って多分やったのだというふうに思います。それで十分だったかどうかというのはまた評価が出てくるころなのだと思いますけれども、事務局ではないですけれども、事務局として説明するならば、ある程度の配慮を持ってやったというふうに思っているということだと思います。

(田口委員)

そうすると、2番目に移りますと、これも多分同じような質問だと思うのですが、23年12月28日及び24年3月16日の指導で出てきた疑問は、完了検査の段階では解消されていたのか。解消されない限り、次年度以降の審査を厳しくしたり、改善されていないようであれば打ち切ったりということも含めて検討されて良かったように思われます。この点どのような認識だったのか(例えば改善またはその兆候等が見られたのか)という質問です。

(寺本副委員長)

12月28日、確かにしっかりやってくださいということで、会計処理について得意ではないということは十分認識していたのだと思います。ただ、それ以降の1月以降のやりとりとか、1月以降に山田町にやったメールですとか説明を聞いたりしていると、やっぱりNPO法人そのものが悪いという認識はなくて、よくすれば改善可能なレベルの話なのだろうということで、契約の解消とかそういうものは考えていなかったと思います。3月16日についても、山田町に指導してきて、その時点でも、後で見ても、県も山田町も契約解消をしようというふうな動きって一度も出て

こないです。そういう疑問も持ってもいいですね。結局適正なものがあって、それについてきちんと支払わなければならないということがあっても、その事業そのものについては悪いことをやっているという認識はどちらも持っていなかったというふうに思います。適正に領収書が出てくれば、それはそれなりに対応するのだという認識だったのだと思います。

(田口委員)

そうすると、括弧の中に改善またはその兆候等が見られたのかという質問があります。

(寺本副委員長)

4月13日の検査の時点では、両者とも、領収書等きちんとそろっていたので、改善は見られたということだと思います。ただし、私個人の疑問、若干思うのは、行った人間が見ているわけではないので、領収書が同じ領収書だったかどうかはわかりません。後でわかったことは、要するにほかにお金があって使っていた分があったからだと思いますけれども、見ているかどうかはわかりません。そのときに気づいたかどうかといえば気づかなかつたし、改善したと思いますというふうに思っております。そういうことだと思います。

(田口委員)

午前中言っていたように、1個1個の突合はしていないのですよね。要するにこの費目に対してこういうものを使ってこういう領収書がありますという突合は県としてはしていないのですよね。

(寺本副委員長)

物品との突合はしていないです。ただ、領収書があって、領収書の金額が合って、はねていると思うのです、調書に対して。その額が総額に合っているというのはやっています。

(田口委員)

3番目ですけれども、契約変更の回数がかかり多いように感じるが、これはどのような理由によるものか。これは一般的なことなのか。これ自体が無計画性の徴表として、進捗管理をより必要とする事情になるようなほどのものではないかという質問があります。

(寺本副委員長)

それに対して3ページをご覧くださいと、今のご質問の趣旨が出てくるのだと思います。5月20日は、最初の契約というのは、当初持っていた予算だけでしかでき

なかったので、要するに災害前に持っていた予算、災害発生する前に予定していた予算が1,500万だったということでもあります。それから、6月10日、8月22日等々は、生活支援の関係を当該NPO法人がやり始めていて、あと12月20日のころからは御蔵の湯の部分も出てきたということだと思います。24年1月25日の契約等については、12月の照会に対して人件費その他等含めて補正をしたということで、県との関係からいうと3月に契約したのですけれども、実際この1月時点で、山田町は1月10日の時点で大体補正額をつかまえていて、県にお知らせをしてきたというような状況で、通常の数から多いかと言われれば、確かに多い感じはしますけれども、当該この状況の中で災害に対する対応だとかなんとかということである、どちらかというところ余り不思議に思わなかったのかもしれないです。ただし、言うように1億6,000万増えるというので、増えるのだねという形での意識はあったと思いますけれども、それは十分に予算上も対応可能だったので、ということだと思います。

無計画性についてなのですけれども、ある意味、確かにほかの事業に比べれば、事業主体がリードとしてやっていくという意味でないということからすると、無計画というのかな、事業主体者がリーダーシップを発揮して自主的な企画をつくったものでないという意味ではそのとおりだなというふうに思います。ちょっと違うものだというふうに思います。普通のものではないという意味はそうだと思います。通常のものであれば、もう少し自主的に計画を作っていると思うので。

(田口委員)

3ページの資料に移ったので、第1回検証委員会でお聞きした件なのですが、新規雇用失業者数が23年度末で139人ということだったですよ。24年度も144人、基本的には同じ人数を雇用創出しているわけですよ。事業費が倍近い、4億3,000万から7億9,000万に移っているということは、雇用創出としてどうだったのだろうという、つまり人数がふえていないのに金額だけ急に倍近くふえているというのは、これは少し検討しても良かった事項ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。これは山田町の問題なのですか。

(寺本副委員長)

これは、140人ぐらいになったのが期間の長さによるのです。23年度は12月以降にそれぐらいの規模になっていて、片方は1年間通しての形になるので、7億9,000万ぐらいにはなるということだと思います。これは、24年度については、たしか山田町に聞き取りしたときに、山田町と宮古センターが23年の11月ぐらいからやりとりをして、次年度こんなふうにとると言ったのが出て、7億を既に超えていたものだというふうに思います。

(田口委員)

それにしても額が、増額分が大きいなという気はしているのですけれども、つま

り人件費比率が24年度下がっていますよね、23年度に比べて。24年度の人件費比率が下がっています。そうすると、事業の趣旨としてどうだったのだろうかという疑問が少しあります。

(寺本副委員長)

ちょっと私も今、事業費のあれを見て判断というと、ちょっと即答できません、ごめんなさい。

(田口委員)

たしか24年度で55%ぐらいに落ちているはずなのです。60%を超えていたものが55%ぐらいに落ちて、ぎりぎりまで落ちてきているということなのです。その辺は、事業の本旨からいって人件費比率を落とすような計画に対してどうだったのだろうかかなというのは、結果論かもしれませんが、少し疑問としてあります。

(小原委員)

今のお話は恐らく、今後受検すると思われる会計検査院による会計検査の際に、効率性、有効性という観点からどうだったのかという検証は必ず入るかと思います。

(桐田委員長)

ほかの委員さん方はどうでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、もしまた疑問点が出てきましたらいつでもおっしゃっていただいて構いませんが、今日の次第の2番目で、今回の検証委員会で初めてのテーマになりますが、事業の適切な執行管理のあり方についてというテーマで意見交換をしていきたいと思います。

これまで課題の検証の中で、通常の場合とはか、一般的なルールではというように言い方と、今回は特別とか、特異なというふうに、そういう大きなくくりが、分け方ができていたと思うわけですが、そういった中でいろいろ県がやってきたことがどういう理由で行ったとか、こういう場合には何々ができなかったのかとか、やった方が良いのではなかったのかというご意見がありました。そういったものを土台にしながら、事業の適切な執行管理という将来に向かってのあり方のご意見を伺いたいと思います。

寺本副委員長さんの方から、一般的な場合と特別な場合という大きなくくりの中で、何か実務者としての、実務を担当している当事者として何か思っているところはないでしょうか。話題提供という形で意見を述べていただければ助かりますが。一般的な場合と特別な場合というふうに大きく議論が性格づけされていると思うのですけれども、そういった中でこれからの適切な執行管理のあり方という議論をしていくに当たって、実際に業務を行っている当事者からの意見があればお願いします。

(寺本副委員長)

そうですね、率直に言って今回、結論みたいな話ですけれども、3-1の表のように、他の都道府県と比べてそんなにうちの県が不適切なやつをやっているというよりは、まあまあうちの県の方が上回っているものもあったりして、そういう意味では通常のケースとしては、通常の審査をしてきたのだなというふうに思っています。ただ、これは事務局の立場の人間が、というか、実施した側が言うことではないかもしれないですけれども、ある意味これを特異なものとして捉えるのか、その時点で特異なものとして実際は捉えなかったわけです。どういう場合に特異なものとして捉えて、その場合にどうしたら良いかという、そのあたりをはっきりしていただけると、我々も参考になるなというふうには思います。

特別なことがわかった場合には、例えば復命書を調べる、ですとか、あるいは領収書の相手先まで確認するとか、リースの契約まで調べるとか、そういう手法というのは結構今回ある意味わかったので、どういう場合に何を兆候として捉えていくのかというのがやっぱり、田口先生もいろいろご指摘いただいているところでもあるのですが、ということです。私の方から提案するというような形ではなかなかないのですが、とは思っていましたがけれども、そういうお話であるなどは思うのですけれども。

(桐田委員長)

先ほどの3-3の資料の10ページのところで、田口委員から再度確認を求められた、第5、特に本件における対応についての1番目のところで、何らかの特別の進捗管理というような、特別なとかいうキーワードに対して、2月あるいは3月がある意味特別だったというような回答もあったのですけれども、それはつまり先ほど私も話をした、通常のケースではない、ふだんとは違った取り扱いを、取り組みをしたというふうな理解で良いのでしょうか。

(寺本副委員長)

だと思います。

(小原委員)

いや、違うのではないですか。3月31日に繰り越し事業にしない、23年度事業として23年度予算で支払うということであれば、先ほど私お話ししたとおり、3月31日にきちっと完了確認ができなければならないという、そういう要件が法令の要請としてあるわけですから、当然大規模な事業等については、今回に限らず中間検査という制度とかそういうものが要領に明記されている、されていないにかかわらず、当然のごとく、今田口委員がおっしゃったような1の部分については、今までもやってきているはずだし、やらなければならないことだということは、これは原則としてあるわけです。そして、ただ当時の震災後のごたごたした状況の中で、山田町の

行政機能がきちっと機能していたのかどうかとか、県も同じような大変な業務を抱えて、人的体制が物理的にそれにきちっと制度どおりやれるような体制がとれたかどうかと、そこら辺の問題があるのだと思います。ですから、これについて特別とかなんとかということではなくて、今までも制度、あとは県の要領、法令、規則の中で当然のごとく中間検査みたいなことは場合によってはやり、運用されてきたというふうに私は理解しております。

(寺本副委員長)

ただ、12月は特別ですよ、普通余りやらない。12月のやつはやらないと思います。3月は、県は山田町に対する補助確認するのを、これはまさにもっと下の委託業者のところに行って審査するというのは、やっぱりある意味特別だったというふうに思いますけれども、私は。

(小原委員)

それはそうだと思います。だから、県は山田町に補助金を出しているという責任において、山田町に対して疑問とか疑義があれば、こういうことについてはきちんとりばあねっと等に指導してくださいねとかという、そういう指導、助言をやる、まずこれが進行管理の一番のポイントになってくるのだと思います。ただ、山田町が本来、法令、規則にのっとってきちっと委託契約の完了確認をして、3月31日までに実績報告書を上げてくるという部分について、県でそこら辺はちょっと問題がありそうだという認識があったのであれば、その時点で3月31日にきちっと実績を報告してもらって、県として補助事業が適正に実施されたか確認をしなければ、23年度事業として支払いはできませんので、きちっとお願いしますねというような指導がなされなければならなかったと思います。

(桐田委員長)

今の小原委員の話については、何々するべき原則があるというふうに認識したところですけども、今このテーマとして掲げている事業の適切な執行管理のあり方というのは、ちょっと言葉を足し込むとすれば、今までやってきている雇用創出事業の中において、今回の事案を踏まえてさらに適切な執行管理をするためのあり方というような、ちょっと長ったらしい文章になっていると思います。したがって、こうあるべき仕組みがあるというのとちょっと別な視点で、これまではどうか、23年度、24年度に行ってきた県の雇用創出事業のあり方にスポットを当てて、そこに何か今後こうあるべきだというあり方があるのかないのかというのを、そこを強調しながらご意見を伺っていきたいなと思っております。

(小原委員)

今まででは、3月31日、いわゆる中間検査なんかしないで、3月31日に一発検査

で、そして了とするのが今までの取り扱いだったということであれば、それはやっぱり私は問題だと思います。だけれども、それは県の会計規則とか運用通知とかそういうものも、あとは県で職員向けのホームページの中で、例えば支払いについての審査要領等も公表していますし、そういうものの中ではきちんと完了検査の根拠規定もきちっと明示した上で、こうこうこういうものは確認をしなければいけませんよということはもちろん情報共有はできているという私は認識でございますので、今までは一発で良かったというような言い方はないのであって、当然事業の規模とかによって中間検査みたいな進行管理はなされなければ、当然のごとくなされなければならない制度になっていたし、そういうふうにしてきたのではないかと私は思っているし、だから形式的なという先ほどお話ありましたけれども、最終的に出納整理期間である5月31日までに旧年度の支払いが終われば良いわけですがけれども、そのときに支出命令が出てきたときに、出納機関においては支出負担行為の確認をして、ちゃんと支払う要件を満たしているかどうかというような事細かい項目、チェック項目に従ってチェックして、これはちゃんと支払い時期も到来しているし、ちゃんと完了確認もきちっと適正に法令、規則にのっとってなされているという確認をして初めて、会計管理者なり、出先機関で言えば出納員が支出命令の確認の印鑑の決裁をして支払いに至るということでございます。

(桐田委員長)

この雇用創出事業が全て年度をまたいでいたかということではなくて、今回の案件が3月に検査に行ったら、山田町との間で確認し切れない部分があったので、一部その確認を山田に依頼したというふうなことで特異だという議論があったかと思えます。だから、会計規則の面でそれに沿わないような取り扱いをしていたのが通常だということではなかったのだと私はこれまでの議論を理解しているので、そういうふうなルールの中で今回の大雪りばあねっとの事業の完了確認がなし切れなかったというところにこの事案の特別性があったのだらうと思えます。したがって、今の小原委員の言葉をかりれば、そういう大雪りばあねっのような事案も含めて、きっちり年度内に完了確認するという仕組みを確立することが課題になっているのだらうと思えます。そういうことにならないようにという意味です。

(小原委員)

完了しなければ完了しないという理由があるわけですから、それは完了しない、場合によっては事業繰り越しをすれば良いわけですよ。ですから、部分完了ということもありますし、前金払いという制度もあるわけですから、その確認できた部分、それから全ての精算部分についての確認を3月31日でできないけれども、例えば人件費の部分であるとか、その部分完了している部分についてのみ確認して支払うということも選択肢としてはあるわけですから、ただ3月31日に確認とれなかったものについて4月に確認して、後で追認するということは制度上認められており

ませんので、それについては制度の運用を誤った支払いだったのだろうなというふうに思います。

(桐田委員長)

私の立場から言うことではないのですけれども、これまでの議論、私の言葉を介して言うと、完了していなかった、終わっていなかったのではなくて、支払いは終わっていたというか、支払いの約束事までは3月中にちゃんと終わっていたと。だけれども、完了確認するに当たって、これはどうなのでしょうかねというふうに聞いたら、即答されなくて、ちゃんと回答してくださいねと言って、それが4月、5月になってから返ってきたということですので、事業そのものは年度内に、山田町とNPOとすれば、やるべきことはやっていたというふうに説明を受けた……

(小原委員)

ちょっと勘違いされたと思いますけれども、後で、いわゆる4月になって最終的に確認をして領収書も全部突合できて、3月31日に確認できましたことが確認できた、をもって旧年度予算で払えるという制度ではないのです。確認がおくれたということは、確認できた年度で支払う必要があるわけです。ここをきちっと、そこはそういう制度の線引きがあるということだけはやっぱり皆さんで理解していただきたいと思うのです。

(桐田委員長)

その手続の話はわかりました。その議論については、テーマとして議論していると思いますけれども、それ以外の部分で、審査の過程から、審査から始まって進捗管理、完了確認、それから次年度の審査というふうに、翌年度の作業も同年度の中で取り扱ってまいりますので、そういった事務処理において、今回の事案が発生したいろいろな事実関係とか、県がその都度行ってきたことなどについて、これまで議論してきた経緯を踏まえながら、そういったところを見て、今後あるべきやり方ということについて、どのような例えば制度、あるいは運用が考えられるのかということについてご意見を伺いたいと思います。

例えば分解して議論していけば、制度ということについては、国の補助制度でありますので、例えばこの場で議論できない枠組みがあるかと思いますが、逆にどういふ部分で議論できるかということなのですからけれども、県の新たな取り組みとして、国の枠組みの中でできる範囲というのは、何か制度の面で寺本さんの方から何か解説する部分というのはありますか。

(寺本副委員長)

国の制度についてですか。今の我々の改善点……

(桐田委員長)

県が何かをする場合に、国の制度だという枠組みの中で。

(寺本副委員長)

答えになっているかどうかあれですけども、何回かご説明している中で、改善点はやっぱり中間検査をするということと、あと福島県のところが参考になると思いますけれども、額が高いもの、大きいものについては審査の度合いを高めるだとか、そういったところは改善点として現実に考えられるなというふうに思いますし、あとは委託事業の特徴でもあるけれども、この事業が全額を支払う仕組みになっているということを考えれば、補助金と同じように流用禁止の規定を契約書に盛り込んで余り不思議はないのかなと。今回流用禁止の規定はないから、お金が追いかけることも制度上もできないということになります、そのあたりは考えられるところかなと思います。

(桐田委員長)

審査の過程では、菊池委員から、この支出は何に使うのという、しっかりとした検査が必要ではないかという問いかけに対しては、例えば概算契約で、使った分だけ払うのだから、計画は想定でも良いのだみたいな議論があったような気がしますけれども、審査の過程では、今のやり方から一歩前に入るような部分というのはあるでしょうか。

(寺本副委員長)

現実の話しすると、通常の場合として、物品であれば支払いの帳票を見るということと、他県のやつも見せていただきましたけれども、そんなにうちの県が特別に、ということだと思いますから、通常のレベルで考えると、その審査の度合いを高めるというのは現実的には難しいのかな。今のままが普通なのかなというふうには思います。ただ、ケースを考えるとかという方が、先ほど申し上げたように契約が高いものについてどうするかという方がかなり現実的なのかなと思っていますけれども。

(桐田委員長)

どうぞ。

(菊池委員)

審査について今のことを言うと、市町村で妥当性についてどこかで見なければいけないのではないかなとは最低限私は思うのですが、概算だからとどんな計画でもスルーして完了検査で見れば良いとか、そういうことはないだろうとは思っています。妥当性、こっちは余り厳しく見ていないというのは、市町村が見ているから

というのが大きく理由になっていたように思うのですけれども、いまいち、見ていると県と市町村の役割がそれほど明確にこれまで認識されていたのかなというふうに思いますので、そういう根拠を持つのであれば、市町村は絶対こうやっているとかということの根拠なり、あるいは役割分担を明確にしている格好になっているなり、そういうことを今後とられていくべきなのでは、市町村と県の役割分担ですね。当然信頼すべき制度なのだという認識で県はいたのかもしれませんがけれども、本当にそうだったのか、明確かどうかはわからないので、そこを明確化していくというのは一つあるのではないかなと思っております。そうすれば、市町村で妥当性はある程度見ているはずですから、こっちはそこまで厳しく見ないということは一つ言えるのだらうと思います。もちろん市町村で見た上で、県でどの程度見るべきかというのはまた別途あるかと思いますが、最低限役割分担の話はあるのかなと思います。

(桐田委員長)

今非常に良いポイントをおっしゃっていただいたと思って、私の反省点として受けとめたのですけれども、県が行う事業の適切な執行管理のあり方と考えた場合の枠組みとして、まず国がつくった制度だという枠組みがあるということと、次にご説明しなければならなかったのですけれども、今菊池委員がおっしゃった県と市町村の役割というのが枠組みとしてあって、市町村の役割だとされている部分に県がどの程度介入していくかとかという部分が枠組みとして、制約要件として出てくるのだと思います。ですから、考え方の順番とすれば、私が皆さん方の説明をおろそかにしたのですけれども、まず今県が行うべき役割の中で、さらに充実強化していくようなあり方というのがあるのかなのかというのが第1の議論だと思います。続いて、県と市町村の役割という区分があって、市町村に任せておけば良いのだという役割の中の何かがあるというわけにもいかないのではないかと、そういう県の役割のエリアを少し市町村側に寄せるといようなあり方の検討もあるのだらうと思いますし、また次の足し算ですけれども、県の役割と市町村の役割は今のままで良いのだけれども、それをより、田口委員がおっしゃったようなコミュニケーションとか情報共有というような切り口でもって何らかの違った取り組みをしていくべきなのかというように、そういう議論の展開が望ましいのではないかなと思うところです。そういった意味で、改めて菊池委員がおっしゃった県と市町村の役割の中で、市町村が見ているから良いのだというふうな県の役割を何らかの形で改善していく必要があるのだというように、そういった考え方もあるのだらうという提案だったでしょうか。

(菊池委員)

見ているから良いのだと言うのであれば、言えるだけの状況ができていないといけないのではないかと、そこをつくっていくようにすれば良いのではないかなという

のがありました。また、前回ですか、資料2—3というような形で、市町村に配付するようなものの資料にいろいろとつけ足したというような話も聞いたので、こういうものが周知徹底が図られていますよとか、そういう方向性としてはこういうことをやっていくというのが一つあるのかなとは思いました。既にそういう意味では対応を取り始められているということかなと思います。

(桐田委員長)

寺本委員、今の通知文書の性格づけとして、県の役割、市町村の役割という視点から、何か解説していただけますでしょうか。

(寺本副委員長)

基本的な考え方については、県は補助事業者の立場でありますし、適正化法の枠組みというのは基本的にあるのだろうというふうに思います。適正化法の枠組みをもって、それぞれがそれぞれ果たさなければならない役割があって、かつ県とNPOというのは委託者と受託者という関係になりますから、それを守っていくというのが基本で、それを今菊池委員からご紹介いただいた資料2—3のところはどういうふうに具体的に落としていくのかということなのだというふうに思います。確かに傍線引いた部分は、今回のところで改正した部分ですが、不十分な点は、今回御提案をいただきながらも直していくというのが良いことで、市町村の役割という、受託者、補助事業者というような言葉で整理されれば良いのかなというふうに思いますけれども。

(桐田委員長)

西出先生、何か。

(西出委員)

いろいろ意見を出し合うという、考えを拡大していくという意味でいろいろお話をさせてもらおうと思いますけれども、私のスタンスとしては、1つとしてはやはり今回のケースを一般的に起こり得るケースとして余り考え過ぎるのはいかがなものかなと、本質としてあるのです。と言いますのは、この緊急雇用の事業の数はかなりあるにもかかわらず、全国的に含めてですよ、こういう事象というのは2個も3個も4個も出てきているわけではないわけなのです。そういう中で、これを一つのこれから起こり得るケースとして、それを基本前提として考えると、かなり今後の展開に、展開というのはどういうことかと申し上げますと、いわゆる何らかの調査を強化したり、審査を強化するという話になるとすると、今一生懸命頑張っている市町村やNPO、何も問題起こしていない市町村やNPOに対してさらなる業務的な負荷をかけることになるわけですから、システム上起こり得るであろうということがかなり蓋然性が高いのであるならばいたし方ないと思いますけれど

も、その辺をしんしゃくする必要があるのではないかと思うわけなのです。ですから、余りこういう事件がありましたからということで、今頑張っている市町村やNPOに対して過度な負担をかけるようなことは、まずしない方が良いと言いますか、その辺は考えなくてはいけないだろうということ、そして何か負担をかけるようなことというのは、ある意味では、午前中も申し上げましたが、補助金適正化法による言葉を使えば介入的なことにもなり得ないわけでもない。そうなってくると、ますます県と市町村の責任のあり方ですよね、物事が起きたときに。その辺が曖昧になってくる可能性があるのかなと思うわけなのです。したがって、この辺を考えた上で、あり方を議論する必要があるだろうと思います。先ほどから出ているように、補助事業者の立場、事業を実施する立場、そしてそれを受けて受託者としての立場というところは、やっぱり明らかに明確な中で責任のあるべき姿というのをまず大前提として押さえる必要があると思います。

そういう中で、とはいえこういうことが現実起きてしまっているわけですから、もう何もしないというわけにもいかないだろうとも思うわけなのです。そういうときに、これからいろいろと意見を出していけば良いと思うのですが、先ほど福島県の話が出たように、金額が余りにも大きいのであるならば、そこはそこでさらなる何らかの調査が必要であろうとか、あとは例えば、僕としては余り補助事業者が事業の実施主体に対していろいろ、介入という言葉を使えば良いかどうかちょっといろいろあるとは思いますが、口を挟んでいくことはいかがなものかなと。挟めば挟むほど責任が不明瞭になっていくかなと思うわけですね、お互いの関係上。それを考えるならば、例えば市町村の方から要請を受けて補助事業者として調査を強化できるように支援をしていくとか、そういうような手もあるのではないかと思います。あとは、規則の中で実施マニュアル等々になるかとは思いますが、市町村としての調査のあり方をより強化していただきたいところを明記した上で、市町村として随時NPOの方とコミュニケーションをとるなりなんなりして、問題の未然防止に努められると、そのような状況をつくることのできるマニュアルみたいなものを考えても良いのかなと、このようには思います。

以上、これから考えていく上で一つのヒント的な形として考えてもらえればなと思いますが、くどいようですが、前提としては、私としては余り市町村やNPOの今後に対して過度な負担をかけるようなことが今回のこの事件をもとに起こり得るようなことは余りどうかな、というふうには考えている次第です。

(桐田委員長)

田口委員さんは、現場で聞き取りもされたわけですが、そういったことを踏まえながら補助事業執行管理のあり方についての何かご意見はありますか。

(田口委員)

制度上の問題としては、菊池委員もおっしゃいましたし、皆さんほぼ共有されている認識かと思いますが、岩手県の役割と責任というのを明確化するという点と、同じく山田町の役割と責任を明確化していくということが一番大事な点だと思います。先ほど委員長がおっしゃったとおりです。そのときに、これは私の意見になりますが、形式的な線引きも当然あると思うのですが、それだけではやっぱり血の通った行政というのはできないと思います。何か気づいた点とか疑問に思った点があったときに組織内で、あるいは県と山田町という形で情報の共有なり情報交換をして、少し問題点をお互い話し合うという場があれば役割と責任というのももう少し生きた役割と生きた責任になったのではないかなというのが、ちょっと漠然とした言い方ですけども、そういうのを現地の方で感じました。

特に山田町の場合は、担当者の方が随分代わっていらっしゃいますので、後づけの検証になったのですけれども、例えばNPO法人が行った水難救助というのがありますよね。これは、本来NPO法人がやるべき仕事なのだろうかという検証も、本来であれば山田町がきちんとしてはいけなかった点だと思います。つまり事業内容に関しては、山田町がきちんと役割分担をして責任を取るということになると思います。それに対して、県として個別の項目は難しいかもしれませんが、水難救助というのは本来「公」がやるべき仕事と認識していますが、それをNPO法人に任せて良いのかという疑問があっても良かったのかなという気がします。もちろんこれは結果論かもしれませんが、現地調査をして、事業自体の検証もやっぱり必要だったのかなと考えています。

(桐田委員長)

ありがとうございました。

岩渕委員さんはいかがですか。

(岩渕委員)

今西出委員さん、田口委員さんがおっしゃったことがまさにそのとおりだと考えておりました。私はこの事業については、いろんなターニングポイントというのはあったのだろうなと思うのですが、やはりスタートの段階が非常に重要だったのかなという認識を一つ持っております。

それで、午前中来ちょっと発言させていただいたのですが、事業実施主体が山田町さんで、委託を受けたのがNPOさんということなのですが、事業内容、その一つ一つの経費、前回の会議ではアルファードは良いのかとか、そういう話も出ましたけれども、そういうのが本当はどうなっているかといえば、その部分というのは午前中来ちょっとお話しさせていただいたとおり、通常県であれば県の方で積算して予定価格立てます、必ず。その中で、価格の妥当性というのはチェックが入る仕組みになっています。なので、今回も恐らく山田町さんでも自治法の制度にのっていれば予定価格を立てて、ちゃんと見積もりをとって、その中で契約をしていると

すれば、その価格は見るのは事業実施主体である山田町さんになるわけなのです。

ただ、もう一方で、これも午前中來話をさせていただいているのですが、23年度に山田町さんがそういう状況にあったかという、そこまで必ずしもできなかったのだろうなというのが私の認識なのです。だけれども、県でその価格の妥当性まで今度踏み込んでいけるかというあたりが、これだめだよという、これはこの単価でやるべきだというようなどころまで踏み込んでいくべきだったのかどうかというのはスタート時点の話なのですが、そこはまさに県と市町村の役割分担の話で、県がどこまで関与できたかなという話にもかかわってくるのかなという認識を持っております。それが1つです。

それから、あと1つ話しさせていただきたいのは、今後のあり方として、この事業については、先ほど來話に出ているとおり、100%全て実績に基づいて支払うというちょっと特殊な、私にとっては特殊かなと思う中身になっています。こういう事業であれば、結果的に町から委託を受けてやれるNPOさんにしろ、どういう団体にしろ、一定の条件があると思うのです。それは、ある程度の資金力がなければ、結局事業実施して、後からこれ補助対象外ですと言われれば、それはみずからどこからか資金を捻出しなければいけないわけですから、非常に怖いと言えれば怖い事業ですし、総務費的なものがこの事業見られていないということですので、どこでも工夫のしようがない、受けたところで何かあったときにその費用、自腹を切る費用を捻出する策がなければ何ともならない事業なのかなと思っています。そういう事業だということをあらかじめ実際に事業を受けるNPOなり団体にもきちっと理解してもらってから入っていかないと大変なことになるのだろうなという、スタートの時点ではそういうところ、そういう事業の中身の理解というのが今回大切だったのではないのかなというふうにも感じているところでございます。

以上です。

(桐田委員長)

はい、どうぞ。お願いします。

(五月女委員)

私も、今、西出委員と田口委員と岩渕委員がおっしゃったのは賛成できるところが非常に多いなと思いました。最初のスタートの時点で町の方がどれだけ今回の事業のやり方などに問題意識を持っていたかというのが重要だと思っていて、先日の現地調査の内容を見させていただくと、山田町の担当者が細かいところまで見なければいけないという認識がなかったというような記載がありまして、そこは今から考えれば非常に大きな問題だったのかなというのは思いました。そこはもちろん担当者まで含めて、どこをチェックしなければいけないかですとか、どういう責任が町にあるのかというのは、最低限やはり認識しなければいけなかったと思えますし、そこについてはいろいろ担当者もかわって大変だったという事情が別途ある

にしても、最低限委託事業を実施するのであれば、そういう認識は必要だったと思います。上司も含めてそういった認識を最初のうちにちゃんと持っていれば、大分変わっていたのかなと。

また、県の役割としては、町がある程度チェックをしていただいているというのを前提としてチェックをするのだと思いますけれども、今回も、ちゃんとNPO法人に指導してくださいねということは当然何回も県の方から指摘はしているのですが、あえて改善点を言うとしたら、その指摘をしただけにとどまるのではなくて、その後田口委員からのペーパーにも書かれていましたけれども、その確認がちゃんと行われているか、山田町からNPOに対して確認をして、それがちゃんとフィードバックされているかというところまでもう一步踏み込んで確認できたなら良かったのかなと思います。

また、西出委員もおっしゃったところで、補助事業者である県が踏み込み過ぎると、責任が不明確になるというのは、私も同じように考えているところがありまして、この資料3-3の中の、私が出した、7ページの一番最後のところですが、今回県が山田町を飛び越えてNPOを直接助言、指導するということの是非というか、そこについてお伺いしたところ、やはり本来であればそういったことは余りすべきではなくて、本来NPOに対して助言すべきなのは山田町になるとのことでした。それに対して県が何もすべきではないということではなくて、県もやはり同じ共通認識を持って、NPOに対して助言すること自体は否定されるべきではないと思うのですが、その際も必ず山田町を通して助言するとか、あとは必ず3者が同席した上でやると。1回山田町の都合が合わなかったがために、県とNPOだけで助言したという場面があったと思うのですが、そういったことがあったり、あとはNPOの方も、町に聞かずに県の方に直接これはやって良いのですかと聞いて、その後、県からオーケーもらったから良いですよ、と山田町の方に言うというような事例なんかも初期にあったと聞きます。やはりそういったことがあると、町としても、県が見てくれているのだなというような意識になってしまっていて、それが責任の曖昧さにつながるというか、そういうところもあったのではないかなと思います。反省点を挙げるとすれば、県が山田町を心配して積極的にちゃんと確認した方が良いですよということを助言すること自体は非常に良かったと思うのですが、それやる際に必ず山田町に認識をきちんと持っていただいて、山田町が本来確認しなければいけないのですよということをしっかり認識していただきながらやればさらに良かったのかなと思ったところです。

(桐田委員長)

これまでのご意見を私なりに理解すると、単純な説明ですけれども、県、山田町、NPOという3者の存在があって、それぞれ守るべき役割と責任がちゃんとあるということは、しっかりとそれは確立させるという前提のもとで、県は何をするかというふうに県の立場で物考えた場合に、それぞれの主体がちゃんとその与えられた

役割と責任を果たすようにさせるという、そういったところで何か今までと違った取り組みをできるのかというような視点で、例えばというのは前提でいろいろご意見もらったのではないかと思います。例えば当事者である寺本委員から、中間検査を市町村にやってもらうように既に通知もしているということですし、それから西出委員さんから、市町村から要請を受けた場合に、県の役割を果たすために市町村と深くかかわって市町村を支援していくとか、あるいは市町村が役割を果たしやすいようにマニュアルのようなものも整備してあげるとか、そういうような県の役割を果たす範囲で市町村や受託者であるNPOがちゃんと責任をよりはっきり発揮できるようにする取り組みの部分で、何か工夫が可能ではないかというようなご意見をもらったのだというふうに理解をしたわけですがけれども、そういうような認識でよろしかったでしょうか。

さっき県と市町村の役割の壁を少し県が大きくして市町村に寄っていくという議論も可能ではないかということとはしましたけれども、そういうことはしない方向で議論していくというように皆さんがおっしゃっているというふうに思ったわけですがけれども、そういう進め方でよろしいのでしょうか。田口委員さんからは、血の通ったという意味でもうちょっと何かできたのではないかというご意見もあったかもしれませんがけれども。

(田口委員)

制度面で言えば、県と町の役割をきっちり分けることが大事だと思います。ここまでは県です、ここまでは町と、おっしゃったようにNPO法人はこういう責任がありますということは、それは当然だと思っています。それを今度運用面で生かすときに、県としてはこういうふうな疑問があります、町としてはこういうふうな疑問があります、NPO法人としてこういうことで困っていますというふうな相談を、特に町とNPO法人、両者が主体ですので、ここをもう少し密接にして、さらに県もそういう相談があったときに役割を超えてというのではなくて、役割を生かすための情報共有があっても良かったのかなと思っています。

(小原委員)

私も今の田口委員の意見に賛成でございます。

というのは、11ページの資料、私つくった資料ですがけれども、その他意見のところの①番で書きましたけれども、事業実施当時に山田町の行政機能の状況がどうだったのかと、先ほど岩渕委員のお話ともちょっと共通する部分だと思いますけれども、そういう場面で果たして当時の山田町の行政機能の状況で、今現在の平時の状況と同じような町が事業主体としての能力と言いますか、そういう機能するような状況にあったのかどうかというところが非常に判断が難しいところだと思いますので、そういう意味で、先ほど西出委員から再三出ているように、県、町それぞれの役割がありますから、そこに介入することはできるだけ避けるというのはそのとお

りでございますけれども、そういう平時ではない非常時の行政機能を考慮した場合には、先ほど田口委員が言ったようなきめ細やかな県の指導というのは、それは介入ということではなくて、指導の延長線上にある、いわゆる山田町の調書の中でも、県からは、宮古地域振興センターから本当に町に寄り添っているいろいろな支援してもらったみたいなお話もありましたので、そういうことなのかなというふうに考えています。

(桐田委員長)

皆さん方のご意見をただ足し算のようにくっつけただけの文章をちょっと自分なりに口にしてみると、それぞれの役割、責任を守りながら、枠はしっかりと守りながら、介入ということではなく、運用面でそれぞれの役割を生かす仕組みをしっかりとつくっていかうと。例えばそれぞれの主体が責任を果たす中で、役割を果たす中で気づいたこととか、何か疑問に思った場合のことなどは、お互いに情報共有して話し合いをしながら、その案件ごとに果たすべき役割のある主体が解決に向けて取り組むと。あと、県は最終的に補助金を支払うための確認をする立場であれば、そういったことがちゃんと話し合いの結果がどうなっているかを確認しながら役割を果たすというようなことがそれぞれの委員さんから発言があったように思ったので足し算をしてみましたけれども、大きな方向性とすればそういうイメージだったでしょうか。

寺本さんからは、何か今のことで……

(寺本副委員長)

率直に言って、まとめ方はそのとおりでと思って、方向性とすればその通りだと思います。ただ、具体的な場面でどうなのかなというのがちょっとイメージでよくわからなかったということがあります。今回の事案の中で、結構難しかった案件の中で、事案なのですけれども、参考人2人が同じ話をした事案が実はあるのです。1つは、町長さんはなぜこの災害復興支援事業費がふえたのかということに対して、県から仕事を押しつけられたからというふうに答え、それがふえてきた原因だというふうに言ったのです。もう一人、菊池副局長は、災害が起きたときに物資センターを立ち上げるのは市町村だったけれども、それが立ち上げられなかったから、県の職員が宮古市の5カ所だったかな、5カ所の支所と山田町の役場の隣に公民館あるのですが、そこに人を張りつけてやりました。ある程度落ちついたので、引き揚げて山田町に引き継ぎましたというふうに言ったのです。これがいわばこの事件の始まり、この事業の始まりみたいになっているのですけれども、結局片方の側から見ると、本来役割分担は町だけれどもというのはあるのですけれども、そんなことを言っているわけにいかないから、県は人を出して、職員出して、その後非常勤という形でやって、その後この災害復興支援事業という形で山田町がやってきたと。片方は、それで代替してやってきたと、片方はそれが終わった後で県から押しつけられ

たというふうな捉え方をされていて、県がどこまで関与していくのかというところは、今のまとめで差し支えないですけれども、それを具体的に戻すときにどうやったら良いかというのは、やっぱり少し考えていけないかなというふうには思いました。この事件についてもそういう経過が実はあったものですから、そういうふうな感じはしていました。

(桐田委員長)

今の、その当時起こったことということを踏まえて、先ほど委員の方々が発言しているものとどう関連づけて話すかということ、本来は町の役割なのだけれども、県が財源的な手立てで当面は県が役割を果たしますというふうに引き取ったときは、それはその範囲内で県の役割と責任にってしまったということですから、そのときにもう、さっきちょっと県と市町村の役割の壁があったときに、県が無理くりそれを広げたというのか、自分たちが役割の壁を広げましたよということなのですから、情報共有というキーワードで言うと、本来はあなたの役割なのだから、何々の状況が整ったら、その役割の壁はまた本来の壁の位置に戻しますよというようなことを話し合いながら、そろそろ良いですか、どうですかということしながら、今県がたまたま役割を代替しているけれども、次からはあなたの番ですよというようなことがはっきりしていけば良いのだと思います。それが押しつけになったというのは、情報共有不足だったという、今回の事案の象徴的なことだったのかもしれないです。そういった点が改善だと言え、方向性だと言え、改善の方向性なのではないかなとは思われます。

岩渕委員。

(岩渕委員)

ちょっと今話を伺っていて、若干思ったのですけれども、今回の事案について言えば、もちろん県と町の役割分担というのはありますけれども、その壁をどうするかという話はあると思うのですが、今回の事案で一番問題になったのは、その事業の主導権を握ったのが実質的にNPOになっていたということではないのかなと思うのです。結局委託者である町と受託者であるNPOで、実際に事業を組み立てて、これも対象になると、それは県から聞いたとかというのがありますけれども、対象になるといって組み立てて、これでやれば良いと。これを町が十分にチェックできずに、また県に上げてくるというような形になっていたのかなという感じがします。それを考えれば、やはり県が主導するか、非常時だから県が主導するか、町がちゃんと本来の役割果たすべきかという話はあると思うのですけれども、県でも町でも、そこには大きな大差はなくて、今回主導権をさらに受託して、実際にやる人が握って、かなり勝手な部分をやったというあたりに問題があったので、その辺一番気をつけなければいけないところだったのではないのかなという気はいたします。その県と市町村の壁は、そういう非常時に動くのはいたし方ない

部分があるのかなど。それを、またさらに下に行ってしまうと、責任が本当に不明確になって、誰が考えた事業なのかがわからない、町が御蔵の湯必要だと判断してやったという前提に立ちますけれども、本当にそうなのかというような疑問も出てくるのですけれども、そういう主導権はあくまでもやっぱり市町村なりで、それをできない場合には県がある程度補うというのは、それはありなのかなという気はいたします。

ただ、あれですね、すみません、補足しますが、あくまでもやっぱりそういう中でも本来誰が主体なのかというのは、お互いが自覚しているということは必要だと思いますけれども。

以上です。

(田口委員)

話はずれですが、「御蔵の湯」の件はこの前お聞きしたときには、自衛隊が仮設の浴場というのですか、それを撤去した後に、ではどうするかという話が出てきて、代替りの浴場があったら良いねという話になったみたいなのです。だから、そのときに仮設なのか、結構本格的なのかという議論もあったようですが、出来てみたら結構本格的な浴場になっていたということでした。町民としては当然お風呂に入りたい、町としても無料で町の人に提供できるのであれば提供したい、リースでオーケーですとなったら、それはつくりたいという気持ちはあると思います。その気持ちはすごく大事にしないではいけないと思っております。山田町の人々の暮らしとか生活を維持、改善するというのは、すごく僕は大事な点だと思っております。その一環で多分「御蔵の湯」がつけられたと思います。そういうことを大事にしながら、やはり問題があった部分に関してはきちんとここは責任があるのですよ、役割を超えていますよというようなことを検証していかないといけないのかなと思ってます。それは、目的が正しければ手段は間違えても良いのだというわけにはいかないと思います。目的と手段をきちんと適正化していくことが必要だったと考えています。

ちょっとすみません、余談になりました。

(岩淵委員)

全くそのとおりだと思いますし、そういう御蔵の湯の必要性というのを町が、町の事業ですから、町がやっぱり皆さんのために必要ですよという主体性を持って、これくらいのもをつくろうということやっていくのが本来の委託事業なのですけれども、言葉が正しいかどうかわかりませんが、町自体もどんなのができるかわからないけれども、まずNPOさんやってみてというようなやり方は、本来の委託事業のあり方ではないので、そこの主導権、それがやっぱり大事なのだろうなという気がいたします。

(小原委員)

実態調査のときの山田町の聞き取りの中では、自衛隊が撤去した後にそういうものをつくるという話が出てきて、その当時の事業費というのはたしか1,000万円程度というようなことで、額的にも自衛隊の施設と整合性がとれているということで、良いのではないかというような町の判断、それが最終的にああいうところまで事業費が膨らんだものになってしまったという、そこら辺の町の進行管理にやっぱり難があったのかなというような感じはします。

ただ、県とか市町村の役割分担というのは、平時と違って未曾有の大災害のときに管内の小災害であれば、これは町が主体性を持ってやるということでしょうけれども、今回みたいなときには、恐らくこれは町、県という、そういう明確な区分というのはないのだと思います。恐らくやれるところ、支援をやれるところがまずどこまでもやっていくという、それは介入とかなんとかという範疇ではなくて、支援という、国であれ、県であれ、町であれ、やれるところがマンパワーを出してやっていくということになるのではないのでしょうか

(桐田委員長)

今回の議題の提起の仕方が、今回の事案を踏まえた上でこれから事業の進捗管理はどうあるべきか、ということで、どうしてもこの事案に引っ張られながら議論をお願いしているということもあるので、震災時の特殊な場面における事案だったということが念頭から離れがたいことだろうとは思いますが、物事をもうちょっとシンプル化すると、県側のシンプルな分析なのかもしれませんが、補助事業執行者が業務を委託した団体がずさんな経理と不適切な経理をやった結果、補助金返還という手続になっているわけですが、そういった事象に単純化した場合に、そういうことに県がこれからはこういう役割を果たすと、そういった事象は防げるのだらうなという視点に立つと、先ほど来議論していただいているように、まずそれぞれの役割がちゃんとあるでしょうと、それをちゃんとそれぞれが認識した上で、逸脱してはならないルールがあるのであれば、それをちゃんと教え込んで、逸脱しているかどうかを何らかのタイミングで検査をしながら、飛び出ているのであればもとに戻せと、修正していくということだろうと皆さんの意見を認識しているということです。同じことをちょっと別な言葉で言いかえただけですが、

そういった中で、県が何を果たすべきか、これから何をなしていくべきかというときに、1つの実例として今回の事案後に県が取り組んだのは、実施主体である市町村に委託している場合は、委託者に対して中間検査を複数回やってくださいねということで、市町村の役割をさらに注意喚起して、具体的な取り組みとして指導したと。それは過重な介入だと思ってはいないということだと思います。その結果を確認をした上で、確実にそういう市町村が役割を果たしているということを担保しているという意味で、田口委員さんから指摘があった今回の件で注意はしたのだけれども、確認していますかという問いかけに対する一つの改善点なのではないかな

というふうに思っているわけではあります。

そういった一つの実例が、岩手県としての実例が出てきているということと、他県の実例を調べましたら、福島県さんが一定の事業規模の場合は抽出検査をしているということがありましたし、秋田県だったでしょうか、現場に出て検査をしてみるとかという、そういう他県の実例のよいところ取りをすれば、県の役割として最大の改善を図ったのではないかとこのようにも言えるのではないかと単純に思うわけですが、まず委員長として最終的な県の具体的な実務のイメージという質問に対する一つの回答とすれば、そういう他県がやっているよい例をまず岩手県も取り入れるのだということ、1歩、2歩前進したことになるのではないかとこのように思いますが、まずそういったところをやってみるとこのように方向性はよろしいものではないかとこのように思います。

(田口委員)

方向性は良いと思うのですが、他県がやっているから岩手県取り入れるという単純な取り入れ方だと、ちょっとまずいと思います。他県はこういう状況があって、多分こういうことをされていると思いますので、岩手県としてきちんとこういう改善策をとりました、なおあえてこういう事象があるときにはこういうものを加えていくという方が良いと思います。ただやみくもに他県がやっているから岩手県もというわけでは、ちょっとそれは西出委員おっしゃるように、行政の負担が増えるだけになるという気がします。少し今回の反省点として、この点はやっぱり改善しなくてはならなかったという点は明確にした方が良いと思います。

(桐田委員長)

寺本委員の方で、他県の事例も踏まえて、それから今回の事案の反省点というキーワードをあえて受けとめた上で、今回の事案に直接的に対応するような改善点というようなもので、何かイメージとして思い浮かぶことは出てきましたでしょうか。

(寺本副委員長)

先ほどお話あった福島の事例とか、今やっているようなことについては、非常に重要だなと思います。その前の前提として、結局個別の話はあるのですが、当該NPO法人を信用したと、ある意味放っておいたということが問題だとすれば、ある程度必要な関与をしていくとか、そういう機会をつくっていくべきだと、そういう必要があると考えますので、県が直接やるにしても、市町村が中間検査をするなり、そういう仕組みづくりというのは重要だなというふうに思います。今回の問題点は、NPO法人に対する過度な信用、過度な放任みたいな形になったということだと、そういう反省からすれば改善点になるかなというふうに思います。

(桐田委員長)

今の難しかったかな。難しいと自分は思ったのだけれども、NPOというか、受託事業者をちょっと放任してしまったというのは、県の役割ではないというふうに皆さん言っていますよね。

(寺本副委員長)

市町村ですよ。

(桐田委員長)

なるほど、市町村に対して、そういう放任をするなという仕掛けというか、仕組みを。

(寺本副委員長)

そうですね。田口委員が全部取り入れるのではなくて、原因と対策というふうには考えないといけないという位置関係でもって、今回の原因というのを1つ考えると、NPO法人を町が非常に信用してしまっている。県も、山田町も気づいていないし、特別な扱いをしているわけでもない、余りしているわけではない。そうすると、やっぱり放任しない仕組みというのを少し考えていく必要もあるわけですから、やっぱり中間検査をするなり、重要なもの、福島県方式の非常に多額のものについては関心を持つというような方式というのは、原因と対策という上からも必要なのかなというふうに思いましたということです。

(田口委員)

すみません。屋上屋を重ねるような意見なのですが、町と県とNPO法人の役割と責任を明確にすることは正しいと思っています。そのときに、一番気をつけなくてはならない点というのは、縦割りになることです。あれは町の責任だから関係ない、県の責任だから関係ないというのではなくて、そこはある程度、情報共有をしながら連携していくということが生きた行政だと思っています。役割の明確化イコール縦割りではないというのは少し明確にしていきたいと思っています。それは、もう皆さん同じ意見だと思いますが、縦割りというふうなイメージだと、ニュアンスが違うかなと思いましたので、発言いたしました。

(桐田委員長)

一応私も縦割りではないなと思いつつお話ししていただきましたので、それはよりわかりやすくしたいと思っています。ちょっと言葉、言い方は悪いのですが、これはあんたの役割だからねという、だからしっかりやってねということではないというふうには考えてはいるつもりですので、気をつけていきたいと思っています。

あと、西出委員さんに確認したいのですが、過剰な介入にならないようにということを守ろうとした際の、何か検討していく中での注意点というか、どうい

う点を気にしなければならないのかというのがあれば。

(西出委員)

結果的には、やはり常に県に、いわゆる市町村が県に相談をしなければ事業が進まないような状況を作らないことが1つですよね、これまで以上に。それと、過剰な書類の提出等々を求めないようにすること。ですから、領収書云々という話になったときに、そういうのが過剰になってしまうがために、今のようなある意味簡便なやり方をする事で業務の効率化を図る、それから市町村の自主性を、裁量権を拡大させるという趣旨があったと思うのですよ、この緊急雇用の事業は。特にスピードを要していましたから。だから、その辺の緊急雇用の制度設計から見ると、やはりスピードというものはかなり求められたのと、あと市町村の裁量権が求められたと私は思っているわけなのです。だから、その辺を阻害するような話としては、上記の2つですかね。そういう手続的などころに関して注意したらよろしいのかなと思いますけれども。

(桐田委員長)

五月女委員さん、市町村を指導する立場から何かご意見がありますか。

(五月女委員)

西出委員おっしゃるとおり、過度な関与というか、余り負担をかけないようなバランスが良いのだろうと思います。なお、今回の改善点を検討していくに当たって、先ほど田口委員も仰られた、役割と責任の明確化というのはすごく大事だと思います。今回特殊な事案というのはありますけれども、こういった事案を次にまた起こさないように、再発防止をどう考えていくかというのも一つ大きいと思うのですが、そのときに先ほど申したとおり、やはりまずは市町村の方が問題意識というか、きちんと自分たちが委託先の業務内容などを確認する責任を負っているというのをちゃんと担当者までまずは理解していただく。それが先ほど田口委員がおっしゃった責任の明確化にもつながると思うのですけれども、そこをしっかりと理解してもらった上で、あとは田口委員が仰ったように情報共有をできるだけ密にして、何か困ったことがあれば県に相談していただき、それに対して、県はしっかりと同じ立場に立って助言していくと。そういった認識があれば、こういった事案は今後起きにくいのではないかなと思います。

(西出委員)

あと、できるかどうかわかりかねるのですが、やはり緊急雇用事業を実際に行っている市町村からの意見というのもあると良いかもしれないですよね。こういう事象が実際に起きていて、それなのでこういうのを二度と起きないようにするためには、どのような改善がよいのだろうかぐらいの話を、実際にその事業を持ってい

らっしゃる市町村の方々からお話を伺うと、また我々とは違った切り口のよいアイデアが出てくるかもしれません。

(桐田委員長)

寺本委員、今の他の市町村からの意見を聞くということについては、どうですか。

(寺本副委員長)

検討したいと思います。ただ、1つだけ思ったのは、どうでしたでしょうか、相当これぐらいの紙でご理解いただいて、大体もうご理解していると思うのですが、最初の方、聞いた感じのイメージと大分違いましたか。その前提でもって、ある意味市町村の意見の聞き方みたいなものがあるかなと思ったりするのです。間違ったイメージで捉えられていると思うと、なかなか違うことで納得したりすることもあるのではという意味ですけれども、どうでしょう。

(西出委員)

私の顔見て言ったんですね。

(寺本副委員長)

どうですかね。

(西出委員)

イメージですか。かなり抽象的な申し上げ方をすると、掘り下げていけば疑問点というものはこういうところが原因なのだなというのはわかってきますよね。ただ、それがわかるのは、こういうふうにいるいろいろ調べないとわからないので、かなり県民の皆さんに理解を、理解というのはおかしいですね、県民の皆さんが自分の限られた情報の中でわかるかわからないか、納得し得るかどうかというのは難しいようなことなのかなというのは……感想みたいな感じですかね、としては感じてはいますけれども。そういう回答でよろしいのですか、どうですか。具体的にちょっと……。

(寺本副委員長)

それで、やっぱり市町村からの意見を聞いたときに、正しく答えてもらうためにある程度理解してもらわないとできないものですから、ということでどうだったでしょうかねというふうに。

(西出委員)

そういう事業の直接の担当をされている方であるならば、噛みあう議論になるのではないですか。いきなりそういう事業の管理監督をしている人に聴くのではない

ので、少なくとも議論は噛みあって、どうですよねというのはできるのではないかとはいえますけれども。

(桐田委員長)

ちょっと工夫してみましよう。

(寺本副委員長)

はい。

(桐田委員長)

あと、五月女委員さんからお話があった、市町村自身が責任分野とか役割分野について、しっかり認識しながら業務に当たるようなサポートというのは、今実態上何か補助制度の普及啓発というか、制度の理解度向上のような活動というのは県はやっているのでしたか。

(寺本副委員長)

特にはないです。割と比較的、10年以上前からある事業なので、なじみがない事業ではないと思うのです。そのときに、注意喚起をするようなことで、通知の形でやれば相当良いのかなと思いますので、十分そういうことで対応可能なのかなと思いますし、必要なことなのかなというふうに思いますけれども。

(五月女委員)

留意事項という形で通知も出されていますので、一般的な周知はされているのだと思うのです。私が今回思ったのは、担当者にそういう理解が足りなかったというのが残念だったところというか、少なくとも直接NPOとやりとりをする担当者がそういう認識をしっかり持っていなかったら、代わりに上司がチェックすることは普通ないと思いますので、担当者が新採用か2年目だったという事情もあるようですが、やはりそういう担当させるのであれば、震災後でばたばたしていたとしても、そこのレクチャーというか、教育は最低限しっかりするというのがやっぱり大事だったのかなというのを感じます。

(桐田委員長)

今日はあり方という意見交換は初めてだったのですけれども、大体どういうことを整理しなければならないかという話題は、十分に出していただいたと思います。

あと、ちょっと我々の方で具体的な整理をしながら、委員の皆様にはフィードバックをしながら意見をj確認して参りたいと思います。事務局の作業を間違いない方向にするために、何か委員の皆様方からこれだけはこんなふうにはっきり整理してほしいとか、こういった観点なのだよというふうに改めて念を押しておきたいような

視点とか、言葉とか、何か考え方があれば、改めてご意見をいただきたいのですが、田口委員さん、何か念押しするようなキーワードとか、あるいは用語とか。繰り返しでも構いませんけれども。

(田口委員)

ちょっと文章には多分しづらい発言をします。多分行政の関係の方には余り耳ざわりの良い話ではないのですが、行政に携わっている人たちにはお願いしたいのは、プロであってほしいと思っています。そのときに、自分は岩手県の、山田町の、何々市の行政のプロとしてどうなのだという感覚とか意識を持っていただきたいと思っています。そのときに、もう一方で組織人としての存在もあります。つまり組織の中で自分は違う意見を言う、あるいは組織決定したものに対して違う意見を持ったときに、それは行政のプロとして、どういう場所であってもその目的を達成するためには、自分の意見をきちんと伝えるということをやっていたいただきたいと思っています。ちょっと漠然としてわかりづらかったかもしれませんが、行政マンのプロとしての部分が、少し今回うまく機能しなかったのかなと思っています。

(桐田委員長)

ありがとうございます。

西出委員さんは、何か、すみません、くどいようで。もう言い尽くしたというのであれば。

(西出委員)

午前中に言ったような形で、今度の対応で出ていくと、ここでの委員会では限られた時間の中で、ここの論点について議論をして、それがこういう意見としてあったと。もちろんそこでやっぱり気をつけなくてはいけないのは、ただしこういう意見もあったというのは絶対に必要だと思うのです。それがいろんな観点から論じられる、その観点が論理的に構造化されているということです。その辺は非常に大事になってくるであろうというところで、やはりこういう資料をいろいろいただいたやつが全体的に俯瞰できて、なおかつ読んでいて論理的に理解ができるような形でいただけると、非常に収束する上で助かりますね、こちらの方でも。

(桐田委員長)

わかりました。ありがとうございます。

岩渕委員さん。

(岩渕委員)

今日の午後の方で、県と市町村の役割分担とか、そういうあたりの話は大分深まったかなと思いますけれども、もう少し今回の事案を踏まえてあるべき姿という

か、役割分担以外の部分の工夫ないのかとか、手続的にはちゃんと県はやっていただけれども、やっぱり疑問点はまだ少しあると思いますので、それを踏まえてどうすれば良いのかというあたりを、またこの後事前にペーパーとかで集めていただければ、次もうちょっと深める必要があるかなと思いましたので、そういうことをやっていただければなと思いました。すみません、今回私出していないのですが。

そういう中で、いろんな論点あると思いますけれども、最後の方でちょっとお話ししようかなと思って話さなかった部分で、こういう事業、結局実績で払うやつ、人件費が絡んでいるので、今回のことで例えば前払いのあり方みたいなのも、余り前払いどんとやってしまっ利用されてしまうと、最後に払う人件費がなくなるという問題が出てきていますので、前払いのあり方の工夫とか、そういうのもあるのかななんて思ったりしていましたので、意見をあらかじめ集約していただければ、集めてもらえれば良いかなと思っていました。

以上です。

(桐田委員長)

菊池委員さん、いかがですか。

(菊池委員)

ちょっと今までとはまた新しい話になってしまうかもしれないのですがけれども、再発防止で一番効果的なのは最初だと思うのです。お金を出す、出さない、の決定。出してしまえば、その範囲で悪さできてしまうわけで、もう絶対に悪さできないぐらいの審査をしておれば、その後例えば横領するとか、イレギュラーなものはあるかもしれませんが、それはイレギュラーなわけで、計画どおりやるのであればおかしなことは起きないわけです。その意味で、県がやるにせよ、市町村がやるにせよ、経費の妥当性を、私何回も言っている話なのですけれども、どこまで見るかというのが一番大事なのではないかなと思っています。なので、県ではそこまで詳しく見ないということであれば、市町村がやるべきことであるという整理でも良いのですけれども、それをどこまでやるべきか、あるいはやれるかというのをある程度整理していただきたいなというふうに思っています。

この件だけに限らず、別に不当に使用しているわけでもなくとも無駄なものを渡してしまうということはよくないわけで、例えば結果としてコピー機、コピーにしか使っていませんでしたよという経費であっても、本当に3台も必要だったのか、そういう話はあり得るわけで、そういうのは公金支出の慎重さというか、適切さから見ていくべきなのではないかなと思います。その辺のどこまで見られるか、見るべきか、その辺整理可能であればお願いしたいと思います。

(桐田委員長)

小原委員さんはいかがですか。

(小原委員)

今菊池委員がおっしゃったように、1回支出してしまえば返還とかというようなことで、なかなか大変なことになりますので、それについてはマニュアル的なものは今どうかということであれば、県としてはきちっと整理されているということでございます。県では、ちゃんと支出審査要領というものを定めていて、各科目というか節ごとに、例えば補助金の場合どういう部分で、審査上どういうところに着眼して審査をしていくかとか、あと根拠法令とか整理したものを職員向けのホームページの中でもきちっと示しておりますので、基本的にはそういうものはきちっとなっているのだろうなというふうに思います。

それと、あとは支出に当たって留意する事項につきましても、予算規則の43条、同運用通知の中で10項目きちっと明示しております、1つは法令等の規定または契約及び予算の目的に反することがないか、2つ目が金額の算定に誤りはないか、3つ目が配当予算額または予算令達額を超過することがないか、所属年度、会計名及び支出科目に誤りはないか、債権者は正当か、請求原因は適当であるか、支払時期が到来しているか、時効は完成していないか、必要な書類をそろえ、かつ形式にたがうことがないか、特定収入を財源とするものについてはその収入を了し、または決定したものであるかと、この10項目をチェックした上で支払うということがきちっと明確にはなっているものでございます。

それで、私、資料のナンバー3-3の11ページの中のその他意見ということでちょっと触れさせていただきましたけれども、やはり今回この検証委員会を立ち上げて、いわゆる検証委員会立ち上げる前の県の主張があって、今回のいろいろな議論、あるいは現地調査を踏まえて、その整合性が前回の県の主張とどういうふうにかかわってきているのか、同じなのか、こういうところが違うのかというのは、やっぱり整理が必要だと思いますし、食い違いがある分、特に県と山田町で同じ聴取内容で見解が相違しているような部分については、県ではこう言っていますよ、町ではこういうふうに言っていますけれども、本当にその聴取内容について誤りはございませんか、勘違いはありませんかというようなことについては、やっぱりもう少しきちっと再確認する必要はないのかというところがちょっと疑問でございます。

それで、法令とか、規則とか、要綱とか、要領とか、ここの本来あるべき姿との整合性の部分について、事務処理がどういうふうになされているかというようなことをきちっと表なりに整理をするとわかりやすいのかなというふうに思います。というのは、やはり検証委員会ということを立て上げて検証しているわけですから、やっぱり事実の把握を誤ってしまうと、適切な検証にはつながらないのではないかと、いわゆる事実の把握というところが非常に重要だと思いますので、事実の部分で食い違う部分については、できるだけ食い違いがない格好まで詰める必要があるのではないかとこのように思います。

以上です。

(桐田委員長)

五月女委員さん、どうですか。

(五月女委員)

私としても、ぜひ次回は取りまとめに向けた、資するような整理をわかりやすくしていただいて、それについて委員の皆さんから意見をいただいて、肉づけをしていくというような、たたき台になるようなものをお示しいただけるのが一番良いかなと思いますので、お願いいたします。

(桐田委員長)

寺本委員は。

(寺本副委員長)

良いです。

(桐田委員長)

それでは、今ご意見伺いましたので、それを生かして委員の皆様へ情報を提供しながら、次回に向けての準備行為を早速始めさせていただきます。

3 その他

(桐田委員長)

ちょうど時間になりましたので、事務局から今後の日程の予定の説明があればお願いしますけれども。

(千葉商工企画室管理課長)

当初、次回は1月28日ということで日程確保していただいておりましたが、田口委員さんちょっとご都合悪くなりました関係で、今2月の中旬の日程を調整している段階でございますので、日程については後ほどまたご連絡させていただきたいと思います。

ただ、28日につきましても、とりあえず委員さん確保しておいていただいて、今後どう進行するか、委員長と相談させていただいて、田口委員さん欠席ですが、一度はやらせていただいて、またもう一回ということにするか、あるいはやはり28日は予定をなくしまして2月に持ち越すか、ちょっとそこらあたり委員長と今後の運営について話し合いさせていただいた上でご連絡したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

4 閉 会

(桐田委員長)

それでは、本日は午前と午後に分けて長い時間大変ありがとうございました。具体的な集約の方向について、たたき台を整理しながら委員さんと正式な会合の前から少しきっちり準備をして進めたいと思っております。お時間が許せば、お会いをしながら意見交換もできる時間があれば調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は大変ありがとうございました。